

第153期 定時株主総会 招集ご通知

会 場 TKPガーデンシティ品川
ボールルーム(ウエスト)
東京都港区高輪三丁目13番3号 SHINAGAWA GOOS 1階

日 時 平成 30年3月28日(水曜日)
午前10時(受付開始予定時刻 午前9時)

目 次	第153期定時株主総会招集ご通知	3
	株主総会参考書類	
	第1号議案 剰余金の処分の件	7
	第2号議案 取締役13名選任の件	9
	事業報告	30
	連結計算書類	67
	計算書類	69
	監査報告書	71

株主総会にご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

郵送による 議決権行使の場合	▶ 平成30年3月27日(火曜日) 午後5時15分到着分まで
インターネット等による 議決権行使の場合	▶ 平成30年3月27日(火曜日) 午後5時15分受付分まで

Looking ahead,
going beyond expectations
Ahead > Beyond

株式会社 荏原製作所

証券コード: 6361



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第153期定時株主総会を3月28日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び平成29年度の事業の概況について、ご報告申し上げますので、ご高覧ください。

平成30年3月

取締役
代表執行役社長

前田東一

創業の精神「熱と誠」

与えられた仕事をただこなすのではなく、自ら創意工夫する熱意で取り組み、誠心誠意これをやり遂げる心をもって仕事をする。そして、何事も熱意と誠心をもって人に接すれば、相手に通じないことはない。

企業理念

水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する。

株主の皆様、 株主総会にどうぞ ご出席ください



第153期定時株主総会を平成30年3月28日
(水曜日)午前10時より、TKPガーデンシティ品
川ボールルーム(ウエスト)で開催いたします。

株主総会当日の式次第

午前10時 開会

報告事項の報告

決議事項の内容説明

質疑応答

議案の採決

閉会

株主様との対話に向けた当社株主総会の取組

ご質問受付ウェブサイト

当社にご質問になりたい事項につきましては、当日ご質問いただくほか、インターネットでもお受けいたします。下記のウェブサイトをご利用ください。株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただきます予定です。

<https://www.ebara.co.jp/ir/stocks/contact/index.html>

ユーザー名：ebara パスワード：ebr153

展示コーナー

当社の株主総会では、ご来場いただいた株主様に、当社事業をより一層ご理解いただけるよう展示コーナーを総会会場に併設し、株主様に映像・パネルを用いて、事業概要等の紹介を行っています。ぜひお立ち寄りください。



前回(第152期)定時株主総会の概要

開催日 平成29年6月23日(金曜日)
出席者数 402名
所要時間 1時間41分
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役13名選任の件
質問者数 8名(質問数 10問)

株主様からの主な質問事項

- 減収減益の理由と今後の対策について
- 機関設計変更によるガバナンス上の効果について
- 過去の事業案件について
- 海外市場での取組について
- 労働環境の見直し・働き方改革について 等

証券コード 6361
平成30年3月8日

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社 **荏原製作所**
取締役 代表執行役社長 **前田 東一**

第153期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

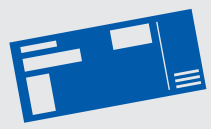
さて、当社第153期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成30年3月27日(火曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使について

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会日前日の**平成30年3月27日(火曜日)午後5時15分まで**に到着するようご返送ください。



議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、総会日前日の**平成30年3月27日(火曜日)午後5時15分まで**に議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は5、6頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください

記

平成30年3月28日(水曜日)午前10時 (受付開始予定時刻 午前9時)

1. 日 時

開催日が前回定時株主総会日(平成29年6月23日)に相当する日と離れているのは、第153期より当社の事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したためです。

東京都港区高輪三丁目13番3号

2. 場 所

**SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 ボールルーム(ウエスト)**

3. 目的事項**報告事項**

- 第153期(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第153期(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件**
- 第2号議案 取締役13名選任の件**

**4. 招集にあたって
の決定事項**

議決権行使書用紙の郵送と電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。また、電磁的方法によって議決権を複数回行使された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトの開示いたしました。
- 当日ご来場の株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様一人につき一個とさせていただきます。

インターネットによる開示

- 次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ④計算書類の「個別注記表」なお、監査委員会及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.ebara.co.jp/about/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。議決権行使は、以下の3つの方法がございます。株主総会参考書類(7～29頁)をご検討の上、議決権行使をお願いいたします。



※代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。



※各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いします。



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は6頁をご覧ください

詳細は6頁をご覧ください

インターネット等※による議決権行使のご案内

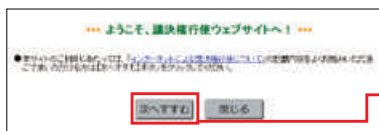
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



パソコンやスマートフォンによるインターネットのご利用環境や、ご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、[下記専用ダイヤルにお問い合わせください](#)。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。



4 画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (1) 複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (2) インターネット等と書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等で行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記専用ダイヤルにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号:0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つとして位置付けており、連結総還元性向30%以上を目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

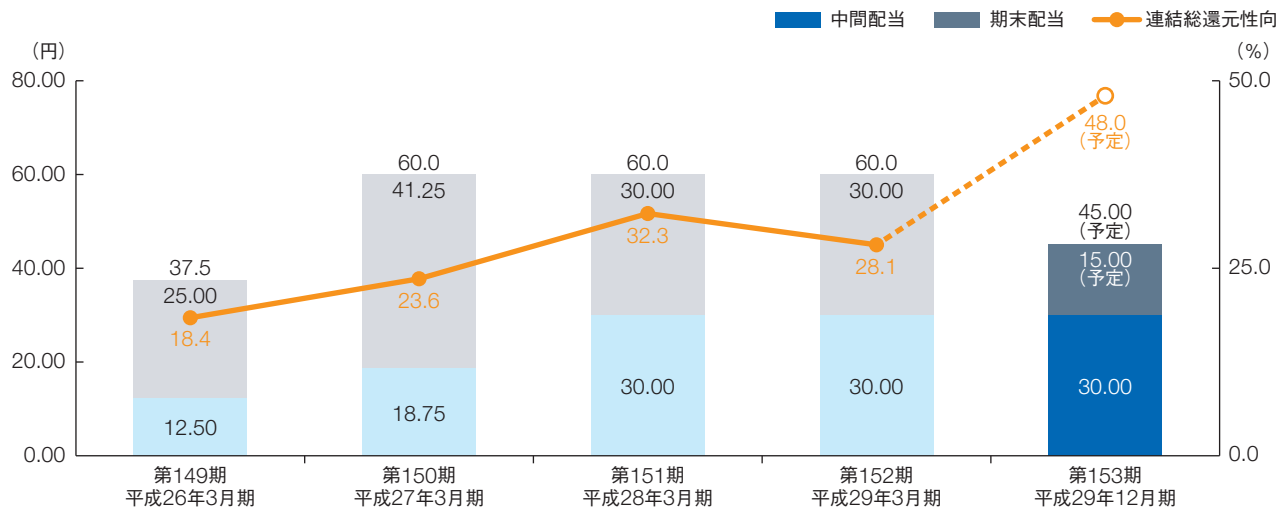
この方針に基づき、第153期の期末配当につきましては、連結総還元性向は40%を超えるものの9か月決算となる過渡期のため、以下のとおり1株につき15円といたしたいと存じます。

この結果、中間配当金30円と合わせ、第153期の年間配当金は1株につき45円となります。

■ 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金 銭
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき、金15円 総額 1,523,911,935円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年3月29日

〔ご参考〕1株当たり配当金／連結総還元性向の推移



※当社は、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しました。上記のグラフでは、第149期の期首に株式併合が行われたと仮定して表示しています。

第 2 号議案 取締役13名選任の件

取締役全員(13名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、ここに取締役13名の選任をお願いするものです。

指名委員会からは、取締役会で定めた「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」及び同委員会で定めた「取締役選任基準」に照らし、取締役候補者全員が、候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされています。なお、当社で定める「取締役会の役割と取締役選任基準」及び「社外取締役の役割と独立性基準」につきましては、25頁及び26頁をご参照ください。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (年齢)	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	取締役候補者	
				属	性
1	やご 矢後 夏之助 (満66歳)	取締役会長 取締役会議長 指名委員会委員	100% (11/11回)	再 任	非執行
2	まえだ 前田 東一 (満62歳)	取締役 代表執行役社長	100% (11/11回)	再 任	
3	うだ 宇田 左近 (満62歳)	取締役 筆頭社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員	100% (11/11回)	再 任	社 外 独立役員
4	くにや 国谷 史朗 (満61歳)	取締役 報酬委員会委員長	91% (10/11回)	再 任	社 外 独立役員
5	さとう 佐藤 泉 (満58歳)	取締役 監査委員会委員	100% (11/11回)	再 任	社 外 独立役員
6	さわべ 澤部 肇 (満76歳)	取締役 報酬委員会委員	100% (11/11回)	再 任	社 外 独立役員
7	やまざき 山崎 彰三 (満69歳)	取締役 監査委員会委員	100% (11/11回)	再 任	社 外 独立役員
8	おおえだ 大枝 宏之 (満61歳)	(新任取締役候補者)	－% (－/－回)	新 任	社 外 独立役員
9	はしもと 橋本 正博 (満69歳)	(新任取締役候補者)	－% (－/－回)	新 任	社 外 独立役員
10	ふじもと 藤本 哲司 (満65歳)	取締役 監査委員会委員長(常勤)	100% (11/11回)	再 任	非執行
11	おおい 大井 敦夫 (満61歳)	取締役 執行役専務	100% (11/11回)	再 任	
12	つむら 津村 修介 (満61歳)	取締役 監査委員会委員(常勤)	100% (11/11回)	再 任	非執行
13	のじ 野路 伸治 (満61歳)	執行役常務 (新任取締役候補者)	－% (－/－回)	新 任	

(注)年齢は本定時株主総会時のものです。
再任…再任取締役候補者 新任…新任取締役候補者 社外…社外取締役候補者 非執行…非業務執行の取締役候補者(社内) 独立役員…証券取引所届出独立役員

《取締役会の構成》

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、事業経営に関わるそれぞれの分野について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成するものとします。会社経営の観点から当社にとって重要と考えられる知識・経験を、「法務・リスク管理」、「人事・人材開発」、「財務・会計・資本政策」、「監査」、「(当社における)個別事業経営」、「企業経営・経営戦略」、「研究・開発」、「環境」、「社会」、「内部統制・ガバナンス」の分野と定義し、すべての分野について適切な知見を有することに加えて、当社として特に期待する分野を定めた上で取締役候補者を指名しています。特に監査委員会においては、財務・会計に関する適切な知見を有する複数の人材を含めるものとしています。なお、これらの分野は外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図っていきます。詳細は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」第9条、第11条、第12条、第13条、第17条をご参照ください。なお、本基本方針は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ebara.co.jp/about/ir/Governance/governance/index.html>

就任予定委員	当社が取締役候補者(社外及び非執行)に特に期待する分野*								
	法務 リスク管理	人事・ 人材開発	財務・会計 資本政策	監査	企業経営 経営戦略	研究・開発	環境	社会	内部統制・ ガバナンス
指名委員					✳	✳	✳	✳	✳
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指名委員 報酬委員		✳			✳			✳	✳
報酬委員	✳			✳				✳	✳
監査委員	✳						✳	✳	✳
報酬委員		✳	✳		✳			✳	✳
監査委員			✳	✳				✳	✳
指名委員		✳	✳		✳			✳	✳
監査委員			✳		✳			✳	✳
監査委員			✳	✳				✳	✳
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監査委員			✳	✳				✳	✳
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

指名委員…指名委員会委員候補者 報酬委員…報酬委員会委員候補者 監査委員…監査委員会委員候補者
※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

やご なつのすけ
矢後 夏之助

昭和26年5月16日生（満66歳）

出席率（平成29年度）

取締役会	100%（11/11回）
指名委員会	100%（13/13回）

再任

非執行

指名委員



株主の皆様へ

企業経営の基本を定義したコーポレートガバナンス・コードが施行されたことを契機として、それを実践するのに相応しい取締役会の形態である指名委員会等設置会社に移行して3年がたちました。地球環境を良いものにして住みやすい社会を実現するために貢献することで会社も成長できるとの思いを全員で共有して、それを実現するための足場固めを行った3年間でした。これからは今まで作り上げてきたものを土台として、会社の成長という現実の成果をより大きなものにしていきたいと思います。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和52年 4月 当社入社	平成18年 4月 当社常務執行役員
平成14年 6月 当社執行役員	平成19年 4月 当社代表取締役社長
平成16年 4月 当社精密・電子事業本部長	平成25年 4月 当社取締役会長（現在）
平成16年 6月 当社取締役	平成27年 6月 当社指名委員会委員（現在）
平成17年 4月 当社精密・電子事業カンパニープレジデント	

所有する当社株式数 取締役在任年数

20,100株 13年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

取締役候補者とする理由

候補者は、化学プロセス用ポンプの開発部門でキャリアをスタートさせ、その後精密・電子事業の責任者を経て社長に就任し、その任期中は着実な財務基盤の強化やコンプライアンス経営の徹底に尽力いたしました。また、会長就任後も取締役会議長として、ガバナンスの強化等を推進しており、特に「企業経営、経営戦略」、「研究・開発」及び「環境」の分野において貢献することを期待しています。

候補者の取締役会議長としての実績、社内での経歴、指名委員会等設置会社への移行におけるリーダーシップの発揮及び指名委員としての積極的な活動から、今後も非業務執行の取締役として、公正に経営の監督を遂行することが可能であると判断しています。

候補者番号

2

まえだ　　とういち

前田　東一

昭和30年12月24日生（満62歳）

出席率(平成29年度)

取締役会

100% (11/11回)

再任



株主の皆様へ

第153期は決算期を変更した関係で、荏原製作所を含む国内グループ会社と海外グループ会社の一部の事業期間が9か月でしたが、「成長への飽くなき挑戦」をスローガンとする中期経営計画E-Plan2019一年目の施策を着実に実行し、計画を上回る成果を達成致しました。E-Plan2019二年目の今期は、引き続き収益面での事業強化に最優先で取り組み、今期業績目標と最終年度である2019年度の中期計画の目標達成に向けて、全員で努力してまいりますので、今後とも株主の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年　4月 当社入社	平成23年　6月 当社取締役(現在)
平成19年　4月 当社執行役員	平成24年　4月 当社風水力機械カンパニープレジデント
平成22年　4月 当社常務執行役員	平成25年　4月 当社代表取締役社長
平成23年　4月 当社風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業統括	平成27年　6月 当社代表執行役社長(現在)

所有する当社株式数

8,400株

取締役在任年数

6年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

取締役候補者とする理由

候補者は、当社の基幹事業であるポンプ事業の統括、風水力事業の責任者を経て、社長に就任しております。指名委員会等設置会社への移行においては、業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、競争力強化に努めています。

今後も代表執行役社長を兼務する取締役として、業務執行の陣頭指揮を執り、持続的な成長を目指していくとともに、監督と執行の両面で、取締役会での決議事項や報告事項に対する適切な役割を果たすことが可能であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

うだ さこん
宇田 左近

昭和30年5月22日生(満62歳)

出席率(平成29年度)

取締役会	100% (11/11回)
指名委員会	100% (13/13回)
報酬委員会*	100% (3/3回)
社外取締役会議	100% (11/11回)

再任

社外
独立役員
指名委員
報酬委員



株主の皆様へ

自動車・電機・エネルギーをはじめ産業界全体がこれまでにない非連続な変化に直面しています。過去の成功体験が役に立たない時代です。荏原製作所を巡る事業環境も変化を加速しています。執行がグローバルな視野とスピード感をもってこの変化をチャンスと捉え、確実に企業価値の向上に結びつけていくために取締役会は何をなすべきか、取締役会の実効性が問われます。各取締役の多様な意見が集合知となり持続的な成長を支援することで株主の皆様のご期待に応えられるよう引き続き尽力してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

平成元年 7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
(平成18年2月退職)
平成18年 2月 日本郵政株式会社執行役員
平成19年10月 同社専務執行役(平成20年6月退任)
同 郵便事業株式会社(現 日本郵便株式会社)
専務執行役員(平成22年6月退職)
平成22年 5月 ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授(現在)
平成22年 7月 株式会社東京スター銀行執行役最高業務
執行責任者(平成23年6月退任)
平成23年 6月 当社取締役(現在)
平成24年 9月 原子力損害賠償支援機構
(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)参与
(平成29年5月退任)

平成26年 4月 ビジネス・ブレークスルー大学経営学部長・
教授(現在)
平成26年 6月 株式会社ビジネス・ブレークスルー取締役(現在)
平成27年 6月 公益財団法人日米医学医療交流財団理事
同 当社指名委員会委員長(現在)
平成27年 7月 当社筆頭社外取締役(現在)
平成28年 4月 ビジネス・ブレークスルー大学副学長(現在)
平成28年 9月 東京都顧問(現在)
同 東京都都政改革本部特別顧問(現在)
平成29年 6月 当社報酬委員会委員(現在)
平成29年 7月 公益財団法人日米医学医療交流財団専務理事(現在)

所有する当社株式数 取締役在任年数

0株

6年9か月

※本総会終結時

重要な兼職の状況

ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授
ビジネス・ブレークスルー大学副学長・経営学部長・教授
株式会社ビジネス・ブレークスルー取締役*
公益財団法人日米医学医療交流財団専務理事
東京都顧問
東京都都政改革本部特別顧問
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	1社
業務執行なし	1社

社外取締役候補者とする理由

候補者は経営戦略などの専門家及び会社経営者としてこれまで数多くの企業に携わり、経営戦略や業務改善等に関する提言を行っています。当社の社外取締役として取締役会をはじめとした重要会議において、経営全般の観点から積極的に発言しているほか、筆頭社外取締役として社外取締役会議をリードし取締役会における議論の質の向上に努めています。また指名委員会委員長として取締役候補者の選定等の指名委員会活動を統率するとともに、報酬委員として取締役や執行役の報酬の決定等の活動にも貢献しています。
今後も候補者には、特に「人事・人材開発」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、幅広い知識と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたします。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

宇田左近氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。
なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっていました郵便事業株式会社(現日本郵便株式会社)及び日本郵政株式会社と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合比較対象	備考
郵便取扱い等	日本郵便株式会社	当社グループ	0.1%未満 (20百万円未満)	同社平成30年3月期第2四半期連結営業収益 同氏は平成22年6月に同社を退職しています。
当社グループの製品及びアフターサービス等	当社グループ	日本郵政株式会社	0.1%未満 (20百万円未満)	当社平成29年12月期連結売上高 同氏は平成20年6月に同社専務執行役を退任しています。

*宇田左近氏は、平成29年6月23日開催の取締役会において、新たに報酬委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。

候補者番号

4

くにや しろう

国谷 史朗

昭和32年2月22日生（満61歳）

出席率(平成29年度)

取締役会	91% (10/11回)
報酬委員会	100% (6/6回)
社外取締役会議	73% (8/11回)

再任

社外
独立役員
報酬委員



株主の皆様へ

当社の創業の精神に通じる持続可能な社会を構築・維持するため、しっかりと地盤に進取の気風を持って内外の事業展開ができるよう努力したいと思います。コンプライアンス意識を常に持ちながら、合理的に取りうる事業リスクの判断をして、監督責任を果たしていきたいと考えております。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和57年 4月	弁護士登録(現在)	平成24年 3月	株式会社ネクソン社外取締役(現在)
同	大江橋法律事務所 (現 弁護士法人大江橋法律事務所)入所	平成24年 6月	当社取締役(現在)
昭和62年 5月	ニューヨーク州弁護士登録(現在)	平成25年 6月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役(現在)
平成 9年 6月	サンスター株式会社社外監査役 (平成12年6月退任)	同	武田薬品工業株式会社社外監査役 (平成28年6月退任)
平成14年 8月	弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 (現在)	平成27年 6月	当社報酬委員会委員長(現在)
平成18年 6月	日本電産株式会社社外監査役 (平成22年6月退任)	平成28年 6月	武田薬品工業株式会社社外取締役 (現在)

所有する当社株式数 取締役在任年数

0株 5年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

弁護士
ニューヨーク州弁護士
弁護士法人大江橋法律事務所代表社員
株式会社ネクソン社外取締役*
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社社外取締役*
武田薬品工業株式会社社外取締役*
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	4社

社外取締役候補者とする理由

候補者は会社法関係、国際取引や知的財産を専門とする弁護士で、これまでも取締役会をはじめとした重要会議で法的観点から積極的に発言しています。また、報酬委員会委員長として、グローバルな観点を含む広い視野に立ち、取締役や執行役の報酬の決定等の報酬委員会の活動にリーダーシップを発揮しています。

今後も候補者には、特に「法務、リスク管理」及び「監査」の分野において、専門の見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていたと判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

国谷史朗氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

候補者番号

5

さとう
佐藤

いずみ
泉

昭和34年5月28日生（満58歳）

出席率（平成29年度）

取締役会	100%（11/11回）
監査委員会	82%（9/11回）
社外取締役会議	82%（9/11回）

再任

社外

独立役員

監査委員



株主の皆様へ

コンピューター技術の進化により、社会変化のスピードが加速していることを感じています。当社も、技術開発・生産革新を進めることにより企業価値を向上させ、社会への貢献度を高めていく経営方針を明確に示しています。世界の多くの人が、きれいな水、澄み渡る空を求めている今、当社の事業が果たすべき責任はますます増えていくと思います。私は社外取締役として、当社の持続的成長と社会的貢献に寄与させていただきます。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和62年 4月 弁護士登録（現在）	平成26年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師（現在）
同 福田・中川・山川法律事務所入所	平成26年 6月 公益財団法人自動車リサイクル促進センター 評議員（現在）
平成 8年 1月 佐藤泉法律事務所開設（現在）	平成27年 6月 当社取締役（現在）
平成14年 4月 日本大学大学院法務研究科非常勤講師 （平成27年9月退職）	同 当社監査委員会委員（現在）
平成14年 6月 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 非常勤理事（現在）	平成28年 4月 東京都公害審査会委員（現在）

所有する当社株式数 取締役在任年数

0株 2年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

佐藤泉法律事務所弁護士
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会非常勤理事
慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師
公益財団法人自動車リサイクル促進センター評議員
東京都公害審査会委員

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

社外取締役候補者とする理由

候補者は環境関連を専門とする弁護士であり、環境マネジメント、CSR等にも豊富な知見を有しています。これまで取締役会等の重要会議において環境への配慮や社会とのつながり等の主にCSRの観点から積極的に発言しているほか、監査委員として弁護士としての専門的見地から広く監査活動を行っています。

今後も候補者には、特に「法務、リスク管理」及び「環境」の分野において、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていたと判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

佐藤泉氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が業務執行に携わっている佐藤泉法律事務所と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合 比較対象	備考
環境管理に関する 助言等	佐藤泉法律事務所	当社グループ	0.1%未満 （10万円未満） 同事務所 平成25年12月期 売上高	平成26年度以降、当社グループと 同事務所の間に取引はありません。

候補者番号

6

さわべ

澤部

はじめ

肇

昭和17年1月9日生（満76歳）

出席率(平成29年度)

取締役会	100%（11/11回）
報酬委員会	100%（6/6回）
社外取締役会議	82%（9/11回）

再任

社外

独立役員

報酬委員



株主の皆様へ

株主をはじめとするステークホルダーからの受託責任を果たすべく、荏原製作所の特長をいかして持続的な企業価値の拡大と社会的課題の解決に努め、またそれらの遂行をモニタリングし、コーポレートガバナンスの向上に尽力してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和39年 4月	東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社	平成21年 6月	野村ホールディングス株式会社社外取締役（平成23年6月退任）
平成 8年 6月	同社取締役、記録デバイス事業本部長	平成23年 3月	株式会社日本経済新聞社社外監査役（現在）
平成10年 6月	同社代表取締役社長	平成23年 6月	TDK株式会社取締役 取締役会議長
平成18年 6月	同社代表取締役会長	平成23年10月	早稲田大学評議員
平成20年 3月	旭硝子株式会社社外取締役（平成26年3月退任）	平成24年 4月	一般社団法人日本能率協会理事（現在）
平成20年 6月	帝人株式会社社外取締役（平成28年6月退任）	平成24年 6月	TDK株式会社相談役（現在）
同	野村證券株式会社社外取締役（平成23年6月退任）	平成26年 7月	早稲田大学評議員会副会長（現在）
		平成27年 6月	株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役（平成29年6月退任）
		同	当社取締役（現在）
		同	当社報酬委員会委員（現在）

所有する当社株式数 取締役在任年数

0株 2年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

株式会社日本経済新聞社社外監査役
TDK株式会社相談役
一般社団法人日本能率協会理事
早稲田大学評議員会副会長

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

社外取締役候補者とする理由

候補者は日本を代表する上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有するとともに経営企画等にも精通しています。また上場企業での社外役員経験が豊富で、様々な業界における広範な知識を有しており、これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言しています。また、報酬委員として当社の報酬体系の検討や取締役及び執行役の報酬の決定にかかわる報酬委員会の活動において、その知見に基づいて貢献しています。

今後も候補者には、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

澤部肇氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が相談役を務めていますTDK株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合比較対象	当該取引額が示す事項（該当する独立性基準※）
精密部品等	TDK株式会社	当社グループ	0.1%未満（1億円未満） 同社平成30年3月期第3四半期連結売上高	同社全体から見た取引額が僅少であり、独立性に問題のないレベルであること（2）②）
当社グループの製品及びアフターサービス等	当社グループ	TDK株式会社	0.1%未満（5百万円未満） 当社平成29年12月期連結売上高	当社グループから見た取引額が僅少であり、独立性に問題のないレベルであること（2）①）

※26頁「社外取締役の役割と独立性基準」をご参照ください。

候補者番号

7

やまざき しやうぞう

山崎 彰三

昭和23年9月12日生(満69歳)

出席率(平成29年度)

取締役会	100% (11/11回)
監査委員会	100% (11/11回)
社外取締役会議	91% (10/11回)

再任

社外
独立役員
監査委員



株主の皆様へ

社外取締役及び監査委員会メンバーとして、自己の専門的知見に基づき荏原における適切なガバナンスを維持し、会社の健全な発展に尽力いたします。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和45年11月 等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	平成27年 2月 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外監査役(現在)
昭和49年 9月 公認会計士登録(現在)	平成27年 6月 当社取締役(現在)
平成 3年 7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 (平成22年6月退職)	同 当社監査委員会委員(現在)
	同 株式会社地域経済活性化支援機構 社外監査役(現在)
平成22年 7月 日本公認会計士協会会長	平成29年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役(現在)
平成25年 7月 同協会相談役(現在)	
平成26年 4月 東北大学会計大学院教授 (平成30年3月退職予定)	

所有する当社株式数 取締役在任年数

0株 2年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

公認会計士
日本公認会計士協会相談役
東北大学会計大学院教授(平成30年3月退職予定)
東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役
株式会社地域経済活性化支援機構社外監査役
株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役※
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

社外取締役候補者とする理由

候補者は公認会計士であり会計に関し豊富な知識を有しています。また海外での勤務経験や国際財務報告基準(IFRS)対応に携わる等、国際感覚も有しています。これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言しているほか、監査委員として公認会計士としての専門的見地から広く監査活動を行っています。

今後も候補者には、特に「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野において、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていたと判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

山崎彰三氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっていました監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合比較対象	備考
同監査法人主催セミナー参加費 雑誌購入費等	有限責任監査法人トーマツ	当社グループ	0.1%未満 (1万円未満)	同監査法人 平成29年5月期 業務収入 同氏は平成22年6月に同監査法人を退職しています。

候補者番号

8

おおえだ

ひろし

大枝 宏之

昭和32年3月12日生（満61歳）

出席率(平成29年度)

取締役会

－%（－/－回）

新任

社外

独立役員

指名委員



株主の皆様へ

この度、新たに社外取締役及び指名委員会委員の候補者となりました大枝宏之です。私が今まで培ってきた食品メーカの企業経営の知見や経験も活かしながら、企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制強化に取り組み、荏原作所の更なる成長・発展に積極的に貢献してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和55年 4月 日清製粉株式会社 平成29年 4月 株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役
（現 株式会社日清製粉グループ本社）入社 平成29年 6月 同社特別顧問（現在）
平成21年 6月 株式会社日清製粉グループ本社取締役 同 株式会社製粉会館取締役社長（現在）
平成23年 4月 同社取締役社長 平成29年12月 日本ユネスコ国内委員会委員（現在）
平成27年 4月 国立大学法人一橋大学経営協議会委員（現在）

所有する当社株式数 0株
取締役在任年数 一年

重要な兼職の状況

国立大学法人一橋大学経営協議会委員
株式会社日清製粉グループ本社特別顧問
株式会社製粉会館取締役社長
日本ユネスコ国内委員会委員

上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	0社

社外取締役候補者とする理由

候補者は日本を代表する上場企業において経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有するとともにグローバルビジネスに精通しています。またメーカにおける経営トップの立場で事業業績を向上させた実績を有しています。
候補者には、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくため、社外取締役候補者といたしました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

大枝宏之氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

候補者番号

9

はしもと まさひろ

橋本 正博

昭和23年8月28日生（満69歳）

出席率(平成29年度)

取締役会

—%（—/—回）

新任

社外

独立役員

監査委員



株主の皆様へ

金融機関29年、半導体、液晶製造装置、印刷機器等製造メーカ経営15年にわたる経験を活かし、100年以上の歴史を有する当社のコーポレートガバナンスの深化並びに企業価値の向上に貢献するよう尽力してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和47年 4月 株式会社大和銀行
（現 株式会社りそな銀行）入行

平成10年11月 ダイワプルダニア銀行（インドネシア）社長

平成11年 7月 株式会社大和銀行国際部長
（平成13年6月退職）

平成13年 6月 大日本スクリーン製造株式会社
（現 株式会社SCREENホールディングス）
常務取締役、財務本部長

平成16年 6月 同社専務取締役

平成17年 6月 同社代表取締役、取締役社長、
最高執行責任者（COO）

平成26年 4月 同社取締役副会長

平成27年 6月 同社相談役（非常勤）（平成28年3月退任）

平成28年 4月 熊本県産業振興顧問（現在）

所有する当社株式数

0株

取締役在任年数

一年

重要な兼職の状況

熊本県産業振興顧問

上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	0社

社外取締役候補者とする理由

候補者は国際金融分野における造詣が深く、財務に関する豊富な知識を有するとともに半導体業界において、長年にわたりトップとして経営に携わり、経営に関する高い見識を有しています。

候補者には、特に「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、幅広い知識と高い見識を経営の監督に反映していただくため、社外取締役候補者いたしました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

橋本正博氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

また、株式会社SCREENホールディングスと当社とは過去に相互に株式を保有しておりましたが、平成28年に同社及び当社ともに全ての保有株式を売却しております。

候補者番号

ふじもとてつじ

10 藤本 哲司

昭和28年1月9日生（満65歳）

出席率(平成29年度)

取締役会	100% (11/11回)
監査委員会	100% (11/11回)

再任

非執行

監査委員



株主の皆様へ

世界の石油やガスの需給バランス、半導体製造設備の投資水準、環境装置・サービスへの需要動向など、私たちを取り巻く内外の経営環境は、近年、大きく変化しています。このように市場の変動性と不確実性が高まっている中、荏原はリスクを取りつつ挑戦し成長し続けることが求められています。私は指名委員会等設置会社の取締役として又その監査委員として、中期経営計画の着実な実行を見守るとともに、執行部門に対する監督という責務を全うし、以って株主の負託に応えます。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和51年 4月 当社入社	平成24年 4月 荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長(平成25年4月退任)
平成16年 4月 当社執行役員 同 当社管理本部財務・管理統括	平成24年 6月 当社専務執行役員
平成19年 6月 当社取締役(現在)	平成25年 4月 当社環境事業カンパニープレジデント
平成20年 4月 当社常務執行役員	平成27年 6月 当社監査委員会委員長(現在)
平成23年 4月 当社経理財務・連結経営・内部統制担当	

所有する当社株式数 取締役在任年数

42,600株 10年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

取締役候補者とする理由

候補者は、当社にて経理財務部門での豊富な経験があり、経理財務、連結経営を統括するとともに、環境事業の責任者として経営の一角を担ってきました。特に「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における専門的な知見を有しており、監査委員会委員長として監査委員会活動においてリーダーシップを発揮しています。今後も候補者には、専門的な知見や業務執行経験等をいかして、非業務執行の取締役及び社内状況に精通した監査委員としての職責を担い、公正で客観的に経営の監督を遂行することが可能であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

11

おい

あつお

大井 敦夫

昭和32年2月20日生（満61歳）

出席率（平成29年度）

取締役会

100%（11/11回）

再任



株主の皆様へ

私は、当社の企業理念「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する。」に沿って環境インフラの充実に寄与するために、環境事業の中期経営計画を社会規範に則った活動を通じて実現していきます。また、その実現に必要な適切なリスクマネジメントを可能とするコーポレートガバナンス体制の向上に尽力してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年 4月 当社入社

平成20年 4月 当社執行役員

平成20年10月 当社経営企画統括部長

平成22年 4月 当社常務執行役員

平成23年 4月 当社風水力機械カンパニー
海外マーケティング統括

平成24年 4月 当社風水力機械カンパニーバイスプレジデント
兼海外事業統括

平成24年 6月 当社取締役（現在）

平成25年 4月 当社風水力機械カンパニープレジデント（現在）

平成26年 4月 当社専務執行役員

平成27年 6月 当社執行役専務（現在）

所有する当社株式数 取締役在任年数

6,100株

5年9か月

※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

取締役候補者とする理由

候補者は、海外営業部門に従事した後、長きにわたり経営企画部門長として経営計画の策定等に携わった経験を有しています。現在は業務執行を兼務する取締役として、風水力事業の責任者を務め、収益性の改善、グローバル展開等を推し進め、実績を上げています。

今後は環境事業のトップとして、これまでに培われた豊富な経験と幅広い視野をいかし経営の重要事項の決定に適切な役割を果たすことが可能であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

12 津村 修介

昭和31年4月5日生（満61歳）

出席率(平成29年度)

取締役会	100% (11/11回)
監査委員会	100% (11/11回)

再任

非執行

監査委員



株主の皆様へ

中期経営計画E-Plan2019で「成長への飽くなき挑戦」を掲げグローバルな事業展開を進めていくなか、会社の礎となるグループガバナンスはよりいっそうの強化が求められています。当社が社会に必要とされる会社であり続けるために、グループ会社を含めた企業集団での内部統制システムやコンプライアンス体制をスピード感を持って築き上げ企業の成熟度を高めていくことが重要な課題と認識しています。私は、これまでの経験を生かし公正で実効性の高い監視、監督に努めてまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年 4月 当社入社	平成26年 6月 当社常勤監査役
平成21年 7月 当社財務・管理統括部財務室長	平成27年 6月 当社取締役(現在)
平成24年 4月 当社連結経営推進室長	同 当社監査委員会委員(現在)
平成25年 4月 当社経理財務統括部副統括部長	

所有する当社株式数 取締役在任年数

3,146株 2年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

取締役候補者とする理由

候補者は、当社や当社関係会社にて経理財務部門での豊富な経験があることに加えて、当社が監査役会設置会社であった時代には、当社常勤監査役として独立した立場から、経営に対して監視、監督する役割を担ってきました。現在は、特に「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における専門的な知見に基づいて、監査委員として委員会運営を支えるなど貢献しています。

今後も非業務執行の取締役として公正に経営の監督を遂行するとともに、社内出身の監査委員として、適切な委員会運営を推進できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

13

のじ のぶはる
野路 伸治

昭和32年2月22日生（満61歳）

出席率（平成29年度）

取締役会

－%（－/－回）

新任



株主の皆様へ

創業の精神である「熱と誠」を心肝に徹して、ブランド価値の向上と風水力事業の中期経営計画「E-Plan2019」達成のため全力を尽くし、株主の皆様の期待に応えてまいります。そして、取締役としての経営監督責任を果たしていきます。

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和59年 4月 当社入社	平成27年 6月 当社執行役常務（現在）
平成18年 4月 当社精密・電子事業カンパニー精密機器事業部長	同 当社風水力機械カンパニー冷熱事業担当（現在）
平成20年 4月 当社執行役員	平成28年 4月 荏原機械（中国）有限公司董事長（現在）
平成23年 4月 当社常務執行役員	同 烟台荏原空調設備有限公司
平成25年 4月 当社風水力機械カンパニー 技術生産統括標準ポンプ事業統括部長兼藤沢工場長	（現 荏原冷熱システム（中国）有限公司）董事長 （平成30年3月退任予定）
平成25年 6月 当社取締役	平成29年 4月 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事業部長（現在）

所有する当社株式数 2,500株
取締役在任年数 一年

重要な兼職の状況

荏原機械（中国）有限公司董事長
荏原冷熱システム（中国）有限公司董事長
（平成30年3月退任予定）

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

取締役候補者とする理由

候補者は、長きにわたり冷熱製品や真空機器の研究開発・設計部門に従事し、風水力事業及び精密・電子事業において数多くのシステム開発や新製品の市場投入を果たすなど、技術者、事業責任者として豊富な経験と実績を有しています。今後は中核事業である風水力事業のトップとして、事業部門で培った豊富な経験をいかして、事業拡大と成長に向けたリーダーシップを発揮するとともに、経営の重要事項の決定や執行役の職務執行の監督に適切な役割を果たすことが可能であると判断し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1)当社は、宇田左近、国谷史朗、佐藤泉、澤部肇、山崎彰三の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案において5氏の再任が承認可決された場合には、5氏は引き続き独立役員となります。また、大枝宏之、橋本正博の両氏の選任が承認可決された場合には、両氏は新たに独立役員となります。
- (2)宇田左近、国谷史朗、佐藤泉、澤部肇、山崎彰三の5氏が最後に選任された後、在任中の当社における法令違反について該当の事実はありません。
- (3)宇田左近、国谷史朗、佐藤泉、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博の7氏が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中の当該他の株式会社における法令違反等について該当の事実はありません。
- (4)社外取締役候補者の独立性等
- ①社外取締役候補者は、いずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であった事実はありません。
- ②社外取締役候補者は、いずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去5年間にも該当の事実はありません。
- ③社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
- ④社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
3. 責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1)当社と宇田左近、国谷史朗、佐藤泉、澤部肇、山崎彰三の5氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、本議案において5氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き5氏と同様の契約を継続する予定であります。
- (2)大枝宏之、橋本正博の両氏の選任が承認可決された場合には、当社は両氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
4. 本議案が承認された場合には、指名、報酬及び監査委員会の構成について以下を予定しております。

指名委員会	宇田 左近、大枝 宏之、矢後 夏之助
報酬委員会	国谷 史朗、澤部 肇、宇田 左近
監査委員会	佐藤 泉、山崎 彰三、橋本 正博、藤本 哲司、津村 修介

なお、各委員会の委員長については、委員の互選により決定することとしています。

取締役会の役割と取締役選任基準

取締役会は、すべてのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮することが求められます。

守りと攻めの両面でリーダーシップ発揮を可能とするために、取締役会は、多様な意見を交わすことで内輪の議論に陥ることを避けつつ、最良の結論を導き出すことのできる場でなければなりません。そのためには事業経営の観点から重要である事項について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成される必要があります。取締役には、自身が特定の分野において十分な専門的知見を有することに加えて、専門知識を有する構成員からの意見及び社内外からの情報に基づいて判断を下せる幅広い見識や論理的思考力を有することが求められます。

また、取締役会は、業務執行を担う経営陣に対する実効的な監督を可能とし、かつ業務執行の進捗状況及びその結果について業務執行とは独立した立場から客観的に評価し意見を述べることを可能とするために、監督と執行の明確な役割分担を実現しなければなりません。そのための機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、コーポレートガバナンスの要諦をなす指名、報酬及び監査の各委員会を取締役会内に設けると同時に、業務執行取締役を現実的な範囲で最小限とした上で、独立社外取締役*を含む非業務執行の取締役を有効に活用することが望まれます。

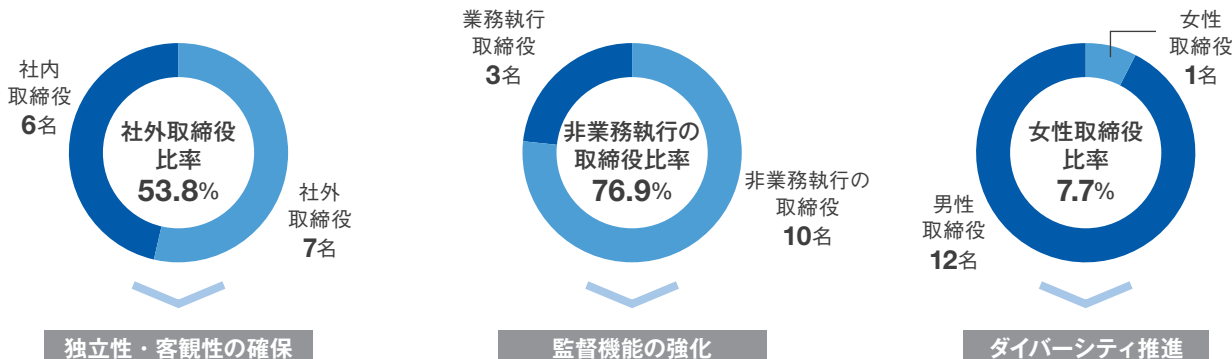
このような観点から取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役、社内の非業務執行の取締役及び業務執行取締役のバランスを考慮しつつ、独立社外取締役を全取締役の半数以上とした上で、独立社外取締役を含めた非業務執行の取締役を全取締役の過半数とします。

また、取締役会内に設置される指名、報酬及び監査委員会はその独立性と客観性を確保するために非業務執行の取締役のみで構成し、各委員会の委員の過半数は独立社外取締役とします。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。
当社の社外取締役はすべて独立社外取締役です。

取締役会の構成

上記の「取締役選任基準」を基に選任された本議案可決後の取締役会は、以下のような構成となります。



社外取締役の役割と独立性基準

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時検証・評価し、株主共同の利益の観点から、現執行役に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、全員が高い独立性を有するとともに、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より決定します。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を基に独自の独立性基準を設けています。

【独立性基準】

社外取締役には当社との間で重大な利害関係がない独立性のある者を選任するものとする。「重大な利害関係がない独立性のある者」とは以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を言う。

- 1) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件に該当しない、当社及び当社子会社の内部従事者及び内部出身者
- 2) 当社及び当社連結子会社（以下、「荏原グループ」）と重要な取引関係がある企業の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員又は業務を執行する社員に5年以内になったことのある者。「荏原グループと重要な取引関係がある企業」とは以下のいずれかに該当するものを言う。
 - ① 荏原グループの過去3年間の連結売上高に対し1年度でも2%以上の売上を行った企業
 - ② 荏原グループの過去3年間の調達で1年度でも調達先企業において連結売上高の2%以上に該当した企業
 - ③ 荏原グループの過去3年間の平均年度末借入残高が多い金融機関上位二行
- 3) 当社の大株主又はその利益を代表する者

具体的には、取締役候補者選定時から過去2年以内に発行済株式総数の10%以上を保有していた株主又はその利益を代表していた企業の取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- 4) 荏原グループに専門的サービスを提供している者

“専門的サービス”は、提供内容により以下の区分を行う。

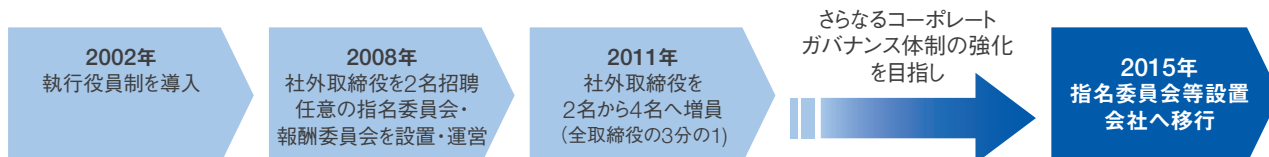
 - ① 公認会計士

過去5年以内に荏原グループの会計監査業務に直接従事していた者
 - ② 弁護士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント

過去3年以内に荏原グループにサービス業務を提供し、年間1,000万円（税込）以上の報酬を得たことがある者
- 5) 荏原グループから寄付、融資、債務保証を受けている者又は受けている営利団体に所属している者
- 6) 第1号又は第2号のいずれかに該当する親族を二親等以内に有する者又はそれ以外の親等でも該当する親族と同居している者
- 7) 荏原グループから取締役又は監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員に現在就任している者

当社のコーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス体制の変遷



① コーポレートガバナンスの基本的な考え方

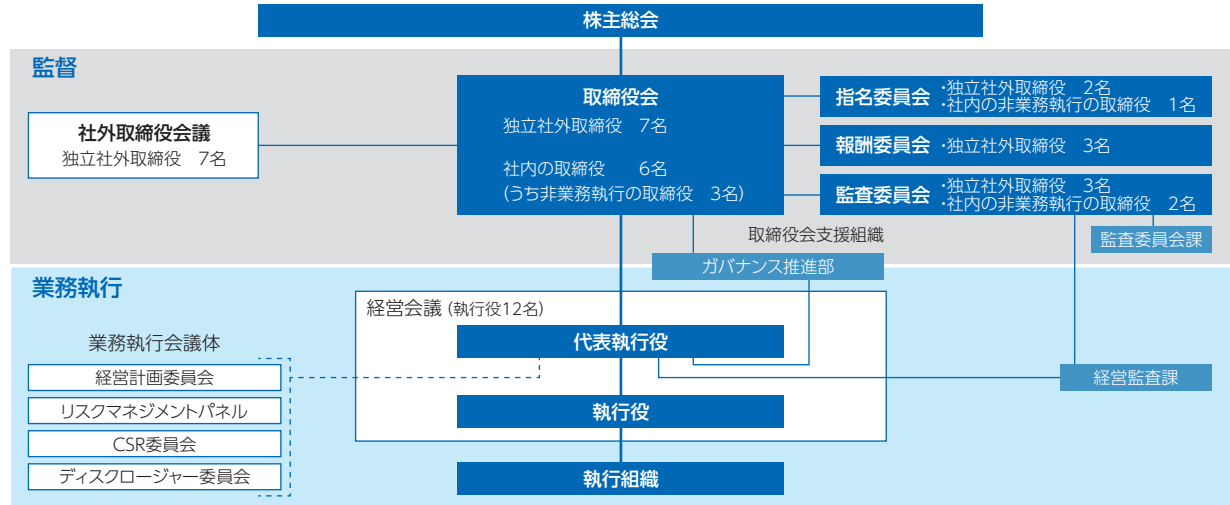
当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じた企業価値の向上及び株主への利益還元を経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組めます。

当社は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組めます。

- ア. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組めます。
- イ. 当社は、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、これらのステークホルダーの権利・立場を尊重し、健全に業務を遂行する企業文化・風土を醸成していきます。
- ウ. 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- エ. 当社は、独立社外取締役が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- オ. 当社は、「IR基本方針」を別途定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

② コーポレートガバナンス体制

平成29年12月31日現在におけるコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。なお、当社のコーポレートガバナンスに関する事項の詳細は、添付書類58頁から61頁をご参照ください。



各会議体の役割(監督)

取締役会	「企業戦略などの大きな方向性を示すこと」「業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」「独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと」を主な役割としています。
指名委員会	「株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定」「執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言」「役付取締役・役付執行役の選定及び解職に関する取締役会への提言」に加えて代表執行役社長の承継プラン策定を主な役割としています。
報酬委員会	「取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針」「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などの決定」に加えて、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言などを主な役割としています。
監査委員会	当社及び当社の子会社の取締役・執行役又は従業員などが法的義務及び社内規程を遵守しているかについて監査するとともに、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証しています。
社外取締役会議	独立社外取締役が、その職責を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場として、独立社外取締役のみからなる会議体を設置しています。

当社の報酬制度

当社の取締役及び執行役の報酬については以下のとおりです。なお、当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針等の詳細は、添付書類47頁から49頁をご参照ください。

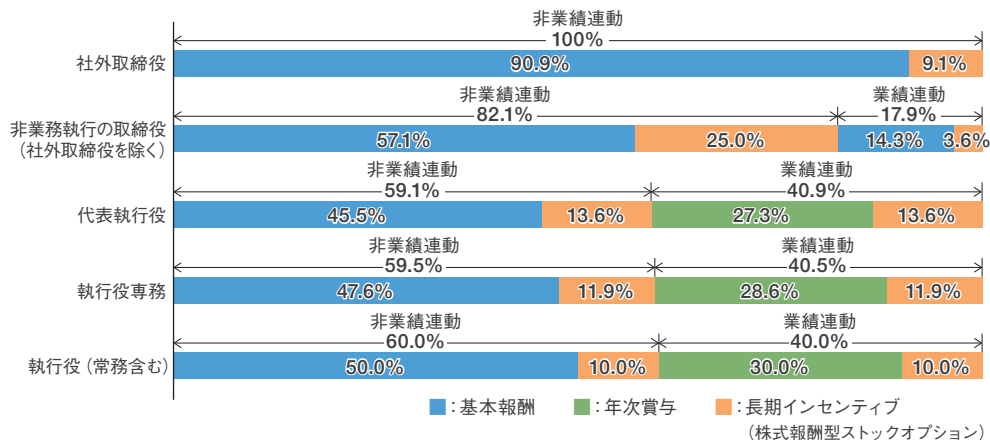
① 報酬の構成

取締役及び執行役の報酬は基本報酬、年次賞与及び長期インセンティブの3種類で構成しています。

基本報酬	年次賞与	長期インセンティブ
想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役位間格差を含めて調整・決定します。	株主等ステークホルダーへの説明責任と執行役へのインセンティブを重視し、会社業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに賞与を決定する仕組みとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、年次賞与の減額等につき報酬委員会が決定します。	長期インセンティブは業績達成条件付きストックオプションとし、業績に対する責任が重い上位の役位ほど報酬比率を高めるようにしています。

② 報酬の組合せ

取締役及び執行役の報酬は以下の組合せとなっており、業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合を示しています。



以 上

第153期 事業報告

(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)

当社は、事業のグローバル化が進展する中、業績等経営情報の開示のさらなる適時・適正化を図るため、当連結会計年度より当社及び従来3月決算であった連結子会社の決算日を3月31日から12月31日に変更し、当社と連結子会社の決算日を12月31日に統一しました。この変更に伴い、当連結会計年度においては、当社及び3月決算であった連結子会社は4月1日から12月31日までの9か月間、12月決算である連結子会社は1月1日から12月31日までの12か月間をそれぞれ連結対象期間としています。

以下、増減については「前年度同一期間」との比較で記載しています。(前年度同一期間とは、3月決算であった会社は平成28年4月1日から12月31日までを指し、12月決算会社である会社は平成28年1月1日から12月31日までを指します。)

(ご参考)

業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
3,819億93百万円	181億15百万円	165億29百万円	95億31百万円
前年度同一期間比 9.1%増▲	前年度同一期間比 58.0%増▲	前年度同一期間比 73.8%増▲	前年度同一期間比 29.9%増▲

中期経営計画「E-Plan2019」主要KPIの目標と状況

当社グループは、平成31年度を目標年度とする3か年の中期経営計画「E-Plan2019」に基づき、世界規模で事業展開し成長する産業機械メーカへとさらなる発展を目指すために、全事業の収益性を徹底的に改善することを目標とし、「成長への飽くなき挑戦」を実践していきます。

ROIC※	売上高営業利益率
平成29年度実績 平成31年度目標	平成29年度実績 平成31年度目標
2.5% ≫ 8.0%以上	4.7% ≫ 9.0%以上
※ROIC = $\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{\text{有利子負債(期首期末平均)} + \text{自己資本(期首期末平均)}}$	

関連リンク	詳細な情報は下記URLも併せてご参照ください。
財務データ	https://www.ebara.co.jp/about/ir/earnings/financial-highlights/index.html
中期経営計画	https://www.ebara.co.jp/about/ir/library/business-plan/index.html

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

① 業績の全般的概況

当連結会計年度における事業環境は、好調が持続する米国に加えて、アジアでも景気が回復しつつあります。日本国内でも公共投資が堅調に推移し、民間設備投資も持ち直しており、全体として市況は緩やかに回復しました。

この結果、当連結会計年度の受注高は、風水力事業と精密・電子事業の増加により、全体としては前年度同一期間を上回りました。売上高、営業利益は、精密・電子事業の増加により前年度同一期間を上回りました。

当連結会計年度の売上高は3,819億93百万円（前年度同一期間比9.1%増）、営業利益は181億15百万円（前年度同一期間比58.0%増）、経常利益は165億29百万円（前年度同一期間比73.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は95億31百万円（前年度同一期間比29.9%増）となりました。

（注）当連結会計年度より、従来「エンジニアリング事業」としていた報告セグメントの名称を「環境プラント事業」に変更しています。

当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

② 事業の種類別セグメントの概況

風水力事業

ポンプ事業では、国内において建築着工棟数や社会インフラの更新・補修に対する投資が前年並みの中、建築設備向け及び公共向けの受注は堅調に推移しました。海外においては、石油・ガス市場は緩やかに回復の兆しを見せつつあるものの、ポンプの需要は伸び悩みました。水インフラ市場は、中国や東南アジアでの需要が高まっており、受注は前年度同一期間を上回りました。

コンプレッサ・タービン事業では、新規製品への投資は緩やかに回復しているものの、市場は依然として低調で、価格を含めた厳しい競争が継続しており新規製品の受注は引き続き低調に推移しました。一方、韓国及び中国を中心にエチレンや石油精製の分野で動きがあり、アジアや中東の石油化学・石油精製プラント向けの案件を受注しました。サービスへの投資は、前年度までのメンテナンス先送りの影響によるプラント停止対応が増加、また改造案件の発注延期傾向にも歯止めがかかり、サービス関連の受注はアジアを中心に復調しています。

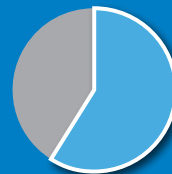
冷熱事業では、主力市場である国内・中国の市況はともに例年並みの中、国内の受注は堅調に推移し、中国の受注は前年度同一期間並みとなりました。

当連結会計年度における風水力事業の売上高は2,257億95百万円（前年度同一期間比5.6%増）、セグメント利益は12億62百万円（前年度同一期間比46億68百万円の改善）となりました。



▶ 売上高構成比

59.1%



▶ 売上高の推移

2,257億95百万円

2,138億74百万円

第152期
(前年度同一期間)

第153期
(当連結会計年度)

▶ セグメント利益の推移

12億62百万円



▲34億6百万円

第152期
(前年度同一期間)

第153期
(当連結会計年度)

環境プラント事業

環境プラント事業では、公共向け廃棄物処理施設の建設工事（EPC）及び既存施設の運転及び維持管理（O&M）の発注量は例年どおり推移し、民間企業でのバイオマス等を用いた発電施設の建設需要も継続しています。そのような中、施設の建設から長期的な運営までを含めたDBO方式による案件及び長期包括案件の受注が堅調に推移し、公共向け廃棄物処理施設のDBO案件1件、長期包括案件2件の大型受注がありました。

当連結会計年度における環境プラント事業の売上高は476億16百万円（前年度同一期間比4.2%増）、セグメント利益は31億48百万円（前年度同一期間比20.4%減）となりました。



▶ 売上高構成比

12.5%



▶ 売上高の推移

476億16百万円

457億7百万円

第152期
(前年度同一期間)(当連結会計年度)

第153期
(前年度同一期間)(当連結会計年度)

▶ セグメント利益の推移

31億48百万円

39億58百万円

第152期
(前年度同一期間)(当連結会計年度)

第153期
(前年度同一期間)(当連結会計年度)

精密・電子事業

精密・電子事業では、半導体関連の設備投資額は依然として高水準が続いており、メモリ関連の設備投資が活況となっています。そのような中、メモリ向け、ロジック向けにも受注が好調であり、特にアジアにおいて受注が伸びました。

当連結会計年度における精密・電子事業の売上高は1,073億68百万円（前年度同一期間比20.0%増）、セグメント利益は136億67百万円（前年度同一期間比31.9%増）となりました。



▶ 売上高構成比

28.1%



▶ 売上高の推移

1,073億68百万円

894億73百万円

第152期
(前年度同一期間)(当連結会計年度)

第153期
(前年度同一期間)(当連結会計年度)

▶ セグメント利益の推移

136億67百万円

103億61百万円

第152期
(前年度同一期間)(当連結会計年度)

第153期
(前年度同一期間)(当連結会計年度)

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に123億86百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めています。

そのうち、事業の種類別セグメントの設備投資は以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

セグメントの名称	設備投資額(百万円)	設備投資の内訳
■ 風水力事業	6,645	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ 環境プラント事業	444	情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行いました。
■ 精密・電子事業	4,026	生産能力増強を中心に投資を行いました。

(注) 当連結会計年度より、「エンジニアリング事業」を「環境プラント事業」に名称変更しています。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、平成29年10月に普通社債100億円を発行したほか、長期借入金30億26百万円及び短期借入金139億58百万円の資金調達を行いました。一方、長期借入金20億78百万円及び短期借入金68億75百万円を返済しました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、平成31年度を目標年度とする3か年の中期経営計画「E-Plan2019」に基づき、世界規模で事業展開し成長する産業機械メーカーへとさらなる発展を目指すために、全事業の収益性を徹底的に改善することを目標とし、「成長への飽くなき挑戦」を実践していきます。

また、当社グループはその実践に向け、人事制度、組織、働き方改革を含む企業風土改革を実行していきます。

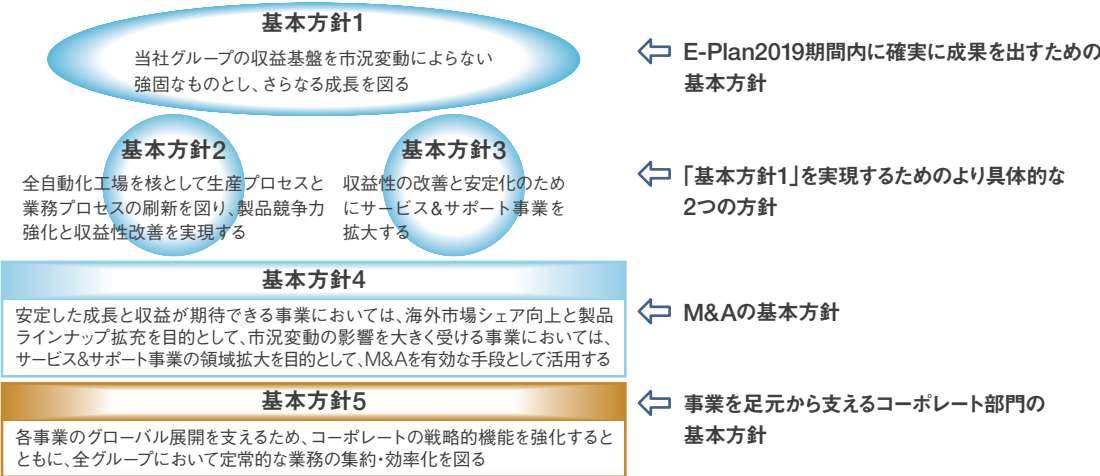
（ご参考） 中期経営計画「E-Plan2019」

以下の5つの基本方針のもと、E-Plan2019計画期間を「成長への飽くなき挑戦」を実践する期間と位置付け、全事業の収益性を高めるための施策に注力しています。

1. グループ基本方針

E-Plan2019のグループ基本方針を5つ策定しました。

グループ基本方針の構造



2. 計画最終年度において達成すべき目標

(1) 重要経営指標

項目	ROIC
グループ全体	8.0%以上

(2) 事業遂行上の重点指標

グループ全体でのROIC8.0%以上を達成すべく、各事業において売上高営業利益率を「事業遂行上の重点指標」と位置付けます。

項目	売上高営業利益率
グループ全体	9.0%以上
風水力事業	8.5%以上
（ポンプ事業）	（8.0%以上）
（コンプレッサ・タービン事業）	（11.0%以上）
（冷熱事業）	（7.0%以上）
環境プラント事業	11.0%以上
精密・電子事業	12.0%以上

5. 財産及び損益の状況の推移

区分	年度	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度)	第152期 (平成28年度)	第152期 (平成28年度) (前年度同一期間)	第153期 (平成29年度) (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	487,553	491,280	477,956	385,443	413,569
売上高	(百万円)	482,699	486,235	476,104	350,288	381,993
営業利益	(百万円)	34,567	38,011	29,995	11,462	18,115
経常利益	(百万円)	36,258	36,471	28,464	9,512	16,529
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	23,580	17,254	20,587	7,334	9,531
1株当たり当期純利益	(円)	50.77	37.12	213.71	77.54	93.84
総資産	(百万円)	570,392	579,860	588,457	—	612,919
純資産	(百万円)	247,553	250,444	277,509	—	284,788
ROIC	(%)	6.9	4.8	5.6	—	2.5
ROE	(%)	10.5	7.2	8.0	—	3.5

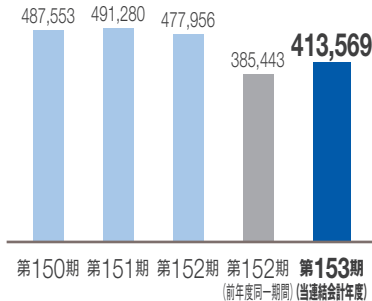
- (注) 1. 第153期は決算期変更により、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月間となります。
2. 平成28年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。1株当たり当期純利益は、第152期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しています。

なお、第150期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定した場合の推移は、以下のとおりです。

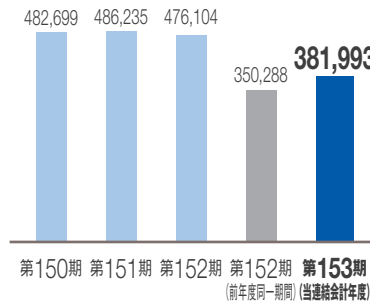
区分	年度	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度)	第152期 (平成28年度)	第152期 (平成28年度) (前年度同一期間)	第153期 (平成29年度) (当連結会計年度)
1株当たり当期純利益	(円)	253.83	185.58	213.71	77.54	93.84

3. 第152期において、第151期に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第151期の総資産について暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

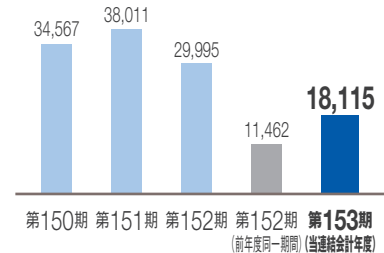
受注高 (百万円)



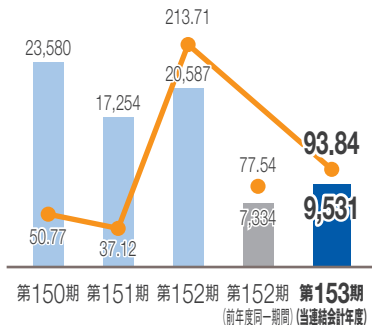
売上高 (百万円)



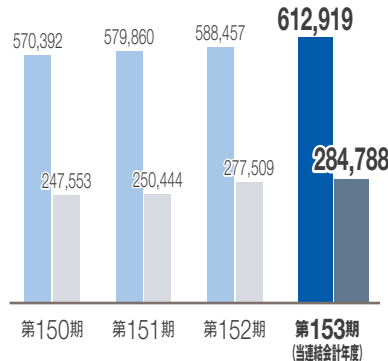
営業利益 (百万円)



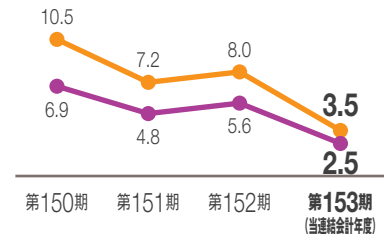
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) ■ / 1株当たり当期純利益 (円) ●



総資産 (百万円) ■ / 純資産 (百万円) ■



ROIC (%) ● / ROE (%) ●



(注) 平成28年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。1株当たり当期純利益は、第152期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しています。

6. 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社荏原エリオット	千葉県 袖ヶ浦市	百万円 450	※ 100.0 %	コンプレッサ、タービン、ブロワの製造・販売、アフターサービス
荏原冷熱システム株式会社	東京都 大田区	百万円 450	100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売、アフターサービス
株式会社荏原電産	東京都 大田区	百万円 450	100.0	電気機械器具の製造・販売、電気設備、計装工事の施工
株式会社荏原風力機械	三重県 鈴鹿市	百万円 445	100.0	送風機の製造・販売、アフターサービス
荏原環境プラント株式会社	東京都 大田区	百万円 5,812	100.0	廃棄物処理施設の設計・施工及び運転・維持管理
株式会社荏原フィールドテック	神奈川県 藤沢市	百万円 475	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、試運転、アフターサービス
株式会社荏原エージェンシー	東京都 大田区	百万円 80	100.0	ビジネスサポートサービス、保険・旅行代理業
Ebara International Corporation	米国	千ドル 35,250	※ 100.0	超低温用水中ポンプの製造・販売、標準ポンプの販売
Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda.	ブラジル	千ブラジリアル 99,103	※ 100.0	深井戸用水中モータ・ポンプの製造販売
Thebe Bombas Hidráulicas S.A.	ブラジル	千ブラジリアル 13,999	※ 100.0	一般産業、農業、建築・建設向け小型陸上ポンプ製品の製造販売
荏原機械（中国）有限公司	中国	千ドル 61,938	100.0	標準ポンプの製造・販売、アフターサービス
荏原機械淄博有限公司	中国	千ドル 41,000	※ 100.0	大型ポンプ、高圧ポンプの製造・販売
嘉利特荏原泵業有限公司	中国	千ドル 11,000	51.0	プロセスポンプ、高圧ポンプの製造・販売
Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 6,625	100.0	カスタムポンプ、標準ポンプ等の販売、アフターサービス、真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Pumps Europe S.p.A.	イタリア	千ユーロ 22,400	100.0	ステンレスプレスポンプ、鋳物ポンプの製造・販売
Elliott Company	米国	千ドル 1	※ 100.0	コンプレッサ、タービンの製造・販売、アフターサービス
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 340	※ 100.0	コンプレッサ、タービンのアフターサービス
荏原冷熱システム（中国）有限公司	中国	百万円 1,888	※ 100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売
青島荏原環境設備有限公司	中国	百万円 3,150	※ 100.0	ボイラ・熱交換器等の製缶品の製造・販売
Ebara Technologies Incorporated	米国	千ドル 44,560	※ 100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Incorporated	韓国	百万ウォン 5,410	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
台湾荏原精密股份有限公司	台湾	千台湾ドル 330,000	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ	千ユーロ 11,145	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス

（注）1. ※印は、間接保有を含む比率です。

2. 平成29年5月24日付で、当社の連結子会社である烟台荏原空調設備有限公司は、商号を荏原冷熱システム（中国）有限公司に変更しています。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な関連会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
		百万円	%	
wing株式会社	東京都港区	5,500	33.3	水処理、環境衛生施設の設計・施工及び運転・維持管理

7. 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事業	主要製品
■ 風水力事業	ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷熱機械、送風機
■ 環境プラント事業	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント
■ 精密・電子事業	真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置

（注）当事業年度より、「エンジニアリング事業」を「環境プラント事業」に名称変更しています。

8. 主要な営業所及び工場（平成29年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	袖ヶ浦事業所	千葉県袖ヶ浦市
北海道支社	札幌市白石区	中袖地区事務所	千葉県袖ヶ浦市
室蘭事務所	北海道室蘭市	富津事業所	千葉県富津市
東北支社	仙台市宮城野区	藤沢事業所	神奈川県藤沢市
北陸支社	新潟市中央区	中部支社	名古屋市西区
羽田事務所	東京都大田区	鈴鹿事業所	三重県鈴鹿市
羽田東事務所	東京都大田区	大阪支社	大阪市北区
東京支社	東京都大田区	中国支社	広島市西区
栃木事業所	栃木県栃木市	九州支社	福岡市博多区
北関東支社	さいたま市北区	熊本事業所	熊本県玉名郡

② 重要な子会社

前記の「6. 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

③ 重要な関連会社

前記の「6. 重要な親会社及び子会社の状況④重要な関連会社の状況」をご参照ください。

9. 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減数
■ 風水力事業	10,797名	353名減
■ 環境プラント事業	2,622名	23名減
■ 精密・電子事業	2,067名	182名増
■ その他・共通部門	733名	96名増
合 計	16,219名	98名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しています。
2. 当事業年度より、「エンジニアリング事業」を「環境プラント事業」に名称変更しています。

10. 主要な借入先（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	28,243
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,981
株式会社日本政策投資銀行	7,000
株式会社三井住友銀行	5,579
株式会社商工組合中央金庫	4,500
三井住友信託銀行株式会社	4,437

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額10,000百万円）があります。

2 会社の株式に関する事項 (平成29年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数

200,000,000株

2. 発行済株式の総数

101,783,253株(前年度末比47,200株増加)
(うち、自己株式の数 189,124株)

3. 資本金の額

78,815,720,923円(前年度末比50,881,900円増加)

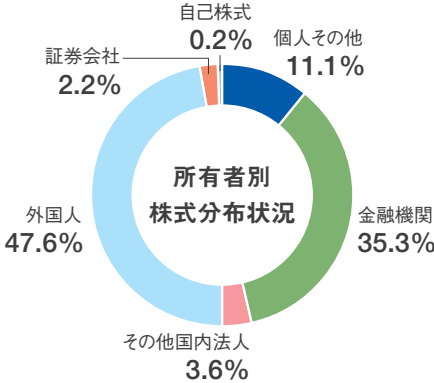
4. 株主数

21,421名(前年度末比3,362名減少)

5. 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,563	8.4
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	7,170	7.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,056	6.9
THE BANK OF NEW YORK 133522	2,888	2.8
全国共済農業協同組合連合会	2,054	2.0
株式会社みずほ銀行	2,000	2.0
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	1,759	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	1,635	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,566	1.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,425	1.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。



6. その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使による新株式の発行

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が47,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ50,881,900円増加しています。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (平成29年12月31日現在)

1. 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	業績 達成 条件	役員の保有状況			目的となる 株式の種類 及び数 (注)2.	行使時の 払込金額	行使期間	行使 条件 (注)3.
		取締役 (社外取締 役を除く) (注)1.	社外 取締役	執行役 (注)1.				
第1回新株予約権 (平成21年11月5日)	有り	59個 (1名)		79個 (4名)	当社普通株式 27,600株	1株当たり 1円	平成23年7月1日～ 平成36年11月5日	(a)
第2回新株予約権 (平成22年9月28日)	有り	0個 (0名)		3個 (1名)	当社普通株式 600株	1株当たり 1円	平成23年7月1日～ 平成36年11月5日	(a)
第3回新株予約権 (平成23年9月27日)	有り	102個 (1名)		311個 (8名)	当社普通株式 82,600株	1株当たり 1円	平成26年7月1日～ 平成38年6月30日	(a)
第4回新株予約権 (平成24年10月1日)	有り	0個 (0名)		37個 (2名)	当社普通株式 7,400株	1株当たり 1円	平成26年7月1日～ 平成38年6月30日	(b)
第5回新株予約権 (平成25年10月1日)	有り	34個 (1名)		37個 (3名)	当社普通株式 14,200株	1株当たり 1円	平成26年7月1日～ 平成38年6月30日	(b)
第6回新株予約権 (平成26年10月1日)	有り	44個 (1名)		339個 (10名)	当社普通株式 76,600株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(b)
第7回新株予約権 (平成27年10月1日)	有り	0個 (0名)		81個 (8名)	当社普通株式 32,800株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(b)
	無し	69個 (3名)	14個 (7名)				平成30年10月1日～ 平成41年6月30日	
第8回新株予約権 (平成28年10月1日)	有り	0個 (0名)		34個 (4名)	当社普通株式 22,400株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(b)
	無し	64個 (3名)	14個 (7名)				平成31年10月1日～ 平成41年6月30日	
第9回新株予約権 (平成29年10月1日)	有り	25個 (3名)		279個 (12名)	当社普通株式 39,600株	1株当たり 1円	平成32年4月1日～ 平成44年3月31日	(c)
	無し	78個 (3名)	14個 (7名)				平成32年10月1日～ 平成44年3月31日	(c)

(注) 1. 取締役及び執行役保有分には、新株予約権発行時に当該取締役及び執行役が、執行役員の地位にあったときに付与されたものが含まれています。また、取締役を兼務する執行役保有分については、執行役の欄に記載しています。なお、第1回から第8回新株予約権の個数は、達成業績に応じて権利が確定しています。

2. 平成28年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。これに伴い、第1回から第8回新株予約権の目的となる株式の種類と数を1個につき200株とし、第9回新株予約権の目的となる株式の種類と数は1個につき100株とします。

3. 新株予約権の行使条件は、次のとおりです。
- (a) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役、執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
 - (b) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役、執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
 - (c) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
 - (d) 平成31年度を目標年度とする3か年の中期経営計画「E-Plan2019」の最終年度に係る当社の達成業績（連結投下資本利益率（ROIC）が目標業績（8.0％）に達した場合には、割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。

2. 当事業年度中に当社従業員並びに子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称 （発行日）	交付状況		目的となる 株式の種類 及び数 （注）1.	行使時の 払込金額	行使期間	行使条件
	当社 従業員	当社子会社の 役員及び従業員 （当社従業員を 除く）				
第9回新株予約権 （平成29年10月1日）	217個 （19名）	124個 （10名）	当社普通株式 34,100株	1株当たり 1円	平成32年4月1日～ 平成44年3月31日	（注）2.

- （注）1. 新株予約権1個当たり当社普通株式100株を付与します。
2. 新株予約権の行使条件は「1. 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の（注）3. (c)及び(d)と同じです。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の氏名等（平成29年12月31日現在）

① 取締役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
矢 後 夏之助	取締役会長	取締役会議長 指名委員会委員
前 田 東 一	取締役 代表執行役社長	
宇 田 左 近	取締役	筆頭社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員 ビジネス・ブレークスルー大学大学院 教授 ビジネス・ブレークスルー大学 副学長・経営学部長・教授 株式会社ビジネス・ブレークスルー 取締役 公益財団法人日米医学医療交流財団 専務理事 東京都顧問 東京都都政改革本部 特別顧問
国 谷 史 朗	取締役	報酬委員会委員長 弁護士 ニューヨーク州弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 株式会社ネクソン 社外取締役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役 武田薬品工業株式会社 社外取締役
並 木 正 夫	取締役	監査委員会委員
佐 藤 泉	取締役	監査委員会委員 佐藤泉法律事務所 弁護士 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 非常勤理事 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師 公益財団法人自動車リサイクル促進センター 評議員 東京都公害審査会委員
澤 部 肇	取締役	報酬委員会委員 株式会社日本経済新聞社 社外監査役 TDK株式会社 相談役 一般社団法人日本能率協会 理事 早稲田大学評議員会 副会長

氏名				地位			担当、重要な兼職の状況
松	原	亘	子	取	締	役	指名委員会委員 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役 公益財団法人21世紀職業財団 名誉会長 株式会社電通 社外取締役
山	崎	彰	三	取	締	役	監査委員会委員 公認会計士 日本公認会計士協会 相談役 東北大学会計大学院 教授 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外監査役 株式会社地域経済活性化支援機構 社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役
藤	本	哲	司	取	締	役	監査委員会委員長（常勤）
辻	村		学	取 執	行 締 役	専 役 務	技術・研究開発・知的財産担当
大	井	敦	夫	取 執	行 締 役	専 役 務	風水力機械カンパニープレジデント
津	村	修	介	取	締	役	監査委員会委員（常勤）

- (注) 1. 取締役 宇田左近、国谷史朗、並木正夫、佐藤泉、澤部肇、松原亘子、山崎彰三の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 宇田左近、国谷史朗、並木正夫、佐藤泉、澤部肇、松原亘子、山崎彰三の7氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、東京証券取引所に対して、宇田左近、国谷史朗、並木正夫、佐藤泉、澤部肇、松原亘子、山崎彰三の7氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 監査委員 藤本哲司、津村修介の両氏は、当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、山崎彰三氏は公認会計士の資格を有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 取締役 澁谷勝氏は、平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
5. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
7. 当社は、監査委員会活動の実効性を高めるため、当社の内部統制に精通している取締役による執行部門からの情報収集や内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行う必要があることから、社内出身の非業務執行の取締役である藤本哲司及び津村修介の両氏を常勤の監査委員として選定しています。

② 執行役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
前 田 東 一*	代表執行役社長	
辻 村 学*	執行役専務	技術・研究開発・知的財産担当
大 井 敦 夫*	執行役専務	風水力機械カンパニープレジデント
野 路 伸 治	執行役常務	風水力機械カンパニー 標準ポンプ事業部長、 兼 冷熱事業担当、 兼 荏原機械（中国）有限公司 董事長、 兼 荏原冷熱システム（中国）有限公司 董事長
木 村 憲 雄	執行役常務	風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業部長、 兼 荏原機械淄博有限公司 董事長
浅 見 正 男	執行役常務	精密・電子事業カンパニープレジデント
市 原 昭	執行役常務	環境事業カンパニープレジデント、 兼 荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長
飯 島 久	執行役	人事・法務・総務統括部長
長 峰 明 彦	執行役	経理財務統括部長
宮 下 俊 彦	執行役	風水力機械カンパニー コンプレッサ・タービン事業担当
勝 岡 誠 司	執行役	精密・電子事業カンパニー CMP事業部長
喜 田 明 裕	執行役	風水力機械カンパニー システム事業部長

(注) 1. * 印が付された者は、取締役を兼務する執行役です。

2. 執行役常務 小潟憲氏は、平成29年6月23日開催の取締役会終結の時をもって任期満了により退任しました。

2. 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					
		基本報酬		賞 与		ストックオプション	
		支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
取 締 役 (社外取締役を除く)	142	4名	108			4名	33
社 外 取 締 役	72	7名	69			7名	3
執 行 役	416	13名	221	12名	142	13名	52
合 計	631	24名	399	12名	142	24名	89

- (注) 1. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
2. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬（業績連動部分に限る。）及び執行役の賞与は、当事業年度の当社グループの業績・担当部門の業績並びに個人の業績評価に基づいて算定し、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
3. 基本報酬は、平成29年12月31日在任の取締役及び執行役に対して、各取締役及び執行役の当事業年度の在任期間に応じて支払った基本報酬、平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役1名に対して、当事業年度の在任期間に応じて支払った基本報酬の合計額を記載しています。
4. 賞与は、平成29年12月31日在任の執行役に対して、当事業年度を対象期間とした賞与（平成30年3月支給予定）の総額を記載しています。
5. スtockオプションは、平成29年12月31日在任の取締役及び執行役に対して、各取締役及び執行役の当事業年度の在任期間に応じて付与したStockオプション、平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役1名に対して、当事業年度の在任期間に応じて付与したStockオプションの合計額を記載しています。なお、Stockオプションは、新株予約権の公正価格を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。

② 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

取締役及び執行役の報酬等については報酬委員会で決定しています。

ア．取締役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務の遂行を促し、また監督するため、取締役会及び各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

(b) 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬及び中長期的な企業価値の向上を評価可能な株式報酬型ストックオプションで構成し、報酬委員会にて決定します。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給しています。

a. 社外取締役

取締役の半数以上を占める社外取締役は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、業績に連動しない基本報酬及び株式報酬型ストックオプションとしています。

b. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）

非業務執行の取締役（社外取締役を除く）は、その経験と知識に基づいて社内の状況について積極的に情報収集を行うことができる社内出身者を選任しています。取締役会が監督機能を果たすために必須な執行状況のモニタリングを行い、自らの知見に基づいて重要事項の執行について適切な監督を行い、それを通じて決定にかかわらない範囲で業務執行が適法かつ効率的に行われるように助言することを期待しています。

そのような役割と責務を果たすことから、執行に対する監督の質が年度ごとの業績にも影響を与えることに鑑み、基本報酬及び株式報酬型ストックオプションの一部を業績連動で支給しています。

c. 業務執行取締役

当社は業務執行取締役3名に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

(c) 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せ（基本報酬：年次賞与：長期インセンティブ）は以下のとおりとします。非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の報酬については、基本報酬のうち20%相当分、長期インセンティブのうち12.5%相当分は業績連動報酬とし、その他の報酬は業績に連動しないものとします。

《取締役の報酬比率》

	基本報酬	年次賞与	長期インセンティブ
社 外 取 締 役	1.0	0.0	0.1
非業務執行の取締役 （社外取締役を除く）	1.0	0.0	0.4

イ. 執行役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

(b) 報酬の体系

執行役の報酬は、代表執行役社長、執行役専務などの役位に応じた基本報酬、業績連動年次賞与及び中期経営計画の業績達成条件が付された株式報酬型ストックオプションにて構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成する上で重要な役割を果たすことが期待されるため、目標業績を達成した場合には、基本報酬部分よりも業績に連動した報酬部分が大きくなるように設定しています。

(c) 報酬の組合せ

長期インセンティブは業績達成条件付きストックオプションとし、業績に対する責任が重い上位の役位ほど業績連動割合を高めるようにしています。

《執行役の報酬比率》

	基本報酬	年次賞与	長期インセンティブ
代表執行役社長	1.0	0.6	0.6
執行役専務	1.0	0.6	0.5
執行役（常務含む）	1.0	0.6	0.4

③ 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役位間格差を含めて調整・決定します。

それにより、総報酬（基本報酬水準、年次賞与及び長期インセンティブの合算）は、戦略や事業業績の達成の場合には国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

④ 各支給項目について

ア. 年次賞与

株主等ステークホルダーへの説明責任と執行役へのインセンティブを重視し、会社業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに賞与を決定する仕組みとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、年次賞与の減額等につき報酬委員会が決定します。

イ. 株式報酬型ストックオプション

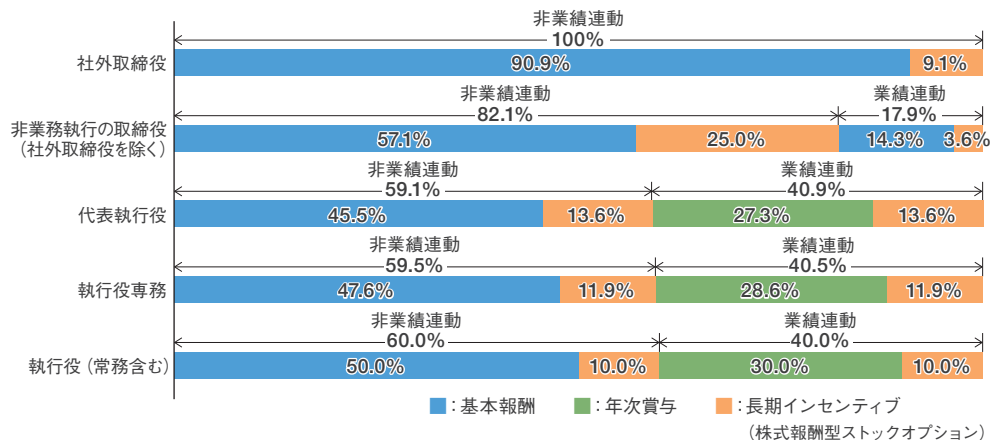
株式報酬型ストックオプションは権利行使時の払込価額を1株当たり1円とする譲渡制限新株予約権を割当てるものであり、退職慰労金と異なり株価との連動性が確保され、かつ通常のストックオプションと異なり株価下落局面においてもインセンティブとして機能しうるものです。

さらに、株式報酬型ストックオプションは、権利行使しうる新株予約権の数と、中期経営計画において目標とする業績指標として掲げている連結投下資本利益率（ROIC）との間に相関をもたせることで業績連動報酬としての性格付けを行っており、中長期インセンティブ報酬として相当であると考えています。また、株式の売却に関しては、役位に応じて一定の数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定め、株主価値を意識した経営を推進しています。

なお、社外取締役には業績達成条件の無いストックオプションを付与し、非業務執行の取締役（社外取締役を除く）には、その両方のストックオプションを付与しています。

《取締役及び執行役の報酬の構成》

（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）



3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「1. 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び各委員会等への出席状況及び発言状況

氏名	出席状況					発言状況
	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	社外取締役会議	
宇田 左 近	100% (11/11回)	100% (13/13回)	100% (3/3回)	－	100% (11/11回)	取締役会その他重要会議に出席し、経営戦略等の専門家及び会社経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
国 谷 史 朗	91% (10/11回)	－	100% (6/6回)	－	73% (8/11回)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
並 木 正 夫	100% (11/11回)	－	－	100% (11/11回)	100% (11/11回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
佐 藤 泉	100% (11/11回)	－	－	82% (9/11回)	82% (9/11回)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
澤 部 肇	100% (11/11回)	－	100% (6/6回)	－	82% (9/11回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
松 原 亘 子	100% (11/11回)	100% (13/13回)	－	－	100% (11/11回)	取締役会その他重要会議に出席し、人事・労務の専門家としての幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
山 崎 彰 三	100% (11/11回)	－	－	100% (11/11回)	91% (10/11回)	取締役会その他重要会議に出席し、公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。

(注) 宇田左近氏は、平成29年6月23日開催の取締役会において、新たに報酬委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。

イ. 社外役員の意見により変更された事業方針

該当事項はありません。

ウ. 当社の法令違反等に関する対応の概要

該当事項はありません。

(ご参考) 社外取締役の役割・責務

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時検証・評価し、株主共同の利益の観点から、現執行役に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することをその主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、全員が高い独立性を有するとともに、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より決定しています。

当社は、社外取締役が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、その役割・責務を果たすことを可能とするための取組方針を策定しています。また、当社は、社外取締役が自由に当社について議論する場として社外取締役会議を設置しています。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	121百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	155百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、Elliott Companyほか15社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

4. 会計監査人の報酬等に対して監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行いました。

5. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準に係る影響度調査を委託し、その対価を支払っています。

6. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

② 不再任の方針

毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、監査委員会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

なお、再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人」といいます。）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施いたします。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施することいたします。

ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までといたします。

③ 会計監査人候補の入札結果

当事業年度をもって新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に就任して10事業年度が経過することから、「②不再任の方針」に基づき監査委員会は次年度の会計監査人候補を選定するため入札を実施しました。監査委員会はあらかじめ定めた入札基準に従って評価及び審議を行った結果、新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任する旨の決定を行いました。

7. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

ア. 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月

（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

イ. 業務改善命令（業務管理体制の改善）

ウ. 21億11百万円の課徴金納付命令

③ 処分理由

ア. 新日本有限責任監査法人は、監査受託先企業の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

イ. 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

毎年度、執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) コンプライアンスを担当する部門を設置し、「荏原グループCSR方針」の実践及び「荏原グループ行動基準」遵守のための教育・研修等を当社及び子会社に対して実施し、コンプライアンスに対する理解を深め、浸透させています。 (2) 服務規律条項及び行動基準や社内規則等に違反した場合の条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。 (3) 代表執行役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、CSR活動の方針を決定するとともに、「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」に基づく当社及び子会社におけるコンプライアンス状況を監視し、適宜改善指示を行っています。当事業年度は、当委員会を3回開催しました。 (4) 毎年当社及び国内子会社に対するコンプライアンス浸透アンケートを実施し、アンケートの回答から、コンプライアンス意識の浸透状況の把握・コンプライアンス活動の課題抽出を行い、次年度の活動に反映しています。 (5) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に基づき、「荏原グループ行動基準」及び法令に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、当事業年度は、タイの子会社2社を対象に社外の弁護士事務所に通報窓口を設置しました。 (6) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的に開催し、当社及び国内子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。 (7) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務について監査・モニタリングを実施しています。子会社の内部監査部門による内部監査の実施状況は、当社の内部監査部門にて確認しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用する。	(1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。 (2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「重要情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を定め、当社及び子会社に周知しています。
3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制	
子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用する。	荏原グループ共通に整備する事項並びに事前審査、又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。
4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定する。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 業務遂行におけるリスク管理を行うため、決裁権限者及び意思決定手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。 (2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。 (3) リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は合わせて7回開催しました。
5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化する。 (2) 経営の基本方針に基づく経営計画の策定と遂行により当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。 (2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。 (3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映し、職務を執行しています。 (4) 当社の執行役は、連結の年度経営計画について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。 (5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制	
当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用する。	当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。 また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。当事業年度は1回開催しました。
7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社は子会社の内部統制体制整備の支援を適宜行っています。 (2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。
8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制	
監査委員会の職務を補助すべき部門として、監査委員会課を設置する。	監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会課を設置しています。
9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項	
(1) 当社の従業員から監査委員会の同意を得た上で、監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」という。）を任命する。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しないこととし、監査委員会補助従業員の執行役からの独立性を確保する。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示のみに従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保する。 (4) 前二項の定めにかかわらず、監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解を得ることにより、他の業務を兼務することができるものとする。 (5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定する。	(1) 監査委員会の同意を得て当社の従業員から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会課所属としています。現在、4名が監査委員会課に所属しています。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。 (4) 当該監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	
(1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用する。 (2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用する。 (3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。	(1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、CSR委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。 (2) 「執行役規程」を定め、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。 (3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。 (4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に基づき、「荏原グループ行動基準」及び法令に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、当事業年度は、タイの子会社2社を対象に社外の弁護士事務所に通報窓口を設置しました。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。 (5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。 (6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しています。
11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
(1) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保する。 (2) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する。	(1) 代表執行役社長は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。 (2) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門並びにコンプライアンスを担当する部門は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。 (3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制	
財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行う。	(1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図っています。 (2) 財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を每期設定し、業務から独立した評価チームによる評価を実施し、改善と推進を図っています。

2. 当社のコーポレートガバナンス

① コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じた企業価値の向上及び株主への利益還元を経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組めます。

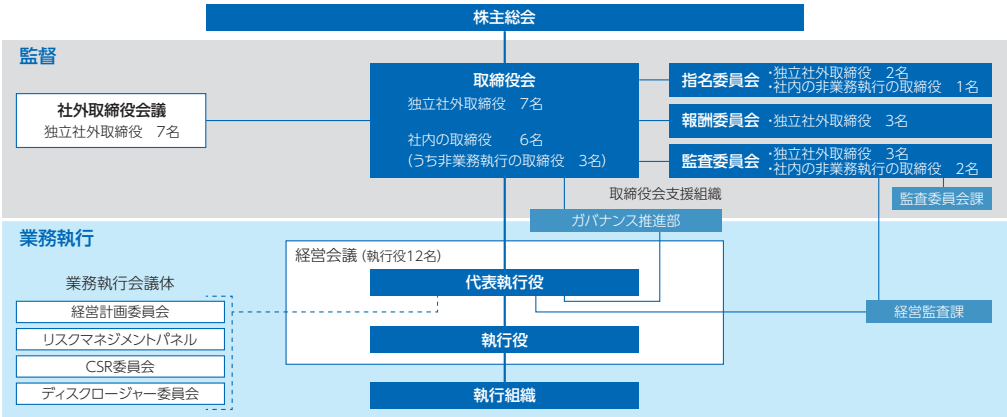
当社は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組めます。

- ア. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組めます。
- イ. 当社は、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、これらのステークホルダーの権利・立場を尊重し、健全に業務を遂行する企業文化・風土を醸成していきます。
- ウ. 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- エ. 当社は、独立社外取締役※が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- オ. 当社は、「IR基本方針」を別途定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。当社の社外取締役は全て独立社外取締役です。

② 各機関の役割と構成

平成29年12月31日現在におけるコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。



ア. 監督

(a) 取締役会

取締役会は、「企業戦略などの大きな方向性を示すこと」、「業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」及び「独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと」の3点を主な役割としています。また、取締役会は、不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮します。取締役会は、監督と執行の明確な分離を実現するため、少なくとも全取締役の3分の1以上を独立社外取締役とし、全取締役の過半数を、非業務執行の取締役によって構成します。また、取締役会の議長には非業務執行の取締役が就任し、代表執行役社長との分離を図っています。

平成29年12月31日現在の取締役会は、取締役13名で構成され、そのうち非業務執行の取締役が10名（うち女性2名を含む7名が独立社外取締役）です。当事業年度は11回開催しました。

(b) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言並びに役付取締役・役付執行役の選定及び解職に関する取締役会への提言に加えて、代表執行役社長の承継プランの策定を主な役割としています。指名委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

平成29年12月31日現在の指名委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、そのうち2名が独立社外取締役です。当事業年度は13回開催しました。

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などの決定に加えて、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言などを主な役割としています。報酬委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

平成29年12月31日現在の報酬委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、その全員が独立社外取締役です。当事業年度は6回開催しました。

(d) 監査委員会

監査委員会は、当社及び当社の子会社の取締役・執行役又は従業員などが法的義務及び社内規程を遵守しているかについて監査するとともに、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証します。監査委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

平成29年12月31日現在の監査委員会は、非業務執行の取締役5名で構成され、そのうち3名が独立社外取締役です。当事業年度は11回開催しました。

(e) 社外取締役会議

独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場として、独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。当事業年度は11回開催しました。

イ. 業務執行

(a) 経営会議

経営の業務執行に関する重要事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執

行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的に意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。当事業年度は10回開催しました。

(b) 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。当事業年度は4回開催しました。

(c) リスクマネジメントパネル

リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行の取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会が情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは四半期に一度定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は合わせて7回開催しました。

(d) CSR委員会

CSR委員会は、荏原グループCSR方針に関わる活動の維持・発展及び課題について審議し、CSR活動の方針を決定するとともに、CSRに関する重点課題（マテリアリティ）、対応方針、KPIを決定し、進捗と達成状況を確認しています。また、荏原グループCSR方針と荏原グループ行動基準に基づき、当社及び子会社のコンプライアンス状況を監視し、適宜改善指示を行っています。CSR委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、コンプライアンスに関する社外窓口を担当する弁護士がアドバイザーとして参加しています。また、CSR委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、同委員会への非業務執行の取締役の陪席を推奨し、非業務執行の取締役が必要に応じて助言等を行っています。CSR委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。CSR委員会は四半期に一度定期開催され、当事業年度は3回開催しました。

(e) ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示が必要とされる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長に上申します。また、社内承認手続の完了後に開示手続を行います。当事業年度は6回開催しました。

③ 取締役に対するトレーニングの方針

新任取締役には、就任前又は就任後速やかに、取締役の職責を果たす上で必要な、財務・法務・コーポレートガバナンス等に関する知識・知見を得る機会を設けています。また、新任社外取締役に、当社グループへの理解を深めることを目的として、就任前又は就任後に、当社グループの経営戦略、財務状態その他の重要な事項について、担当執行役等による説明や事業拠点の視察等を通じ、知識・知見を得る機会を適宜設けています。さらに、取締役就任後も社外有識者による講義等の機会を提供する等、適宜適切なトレーニングの機会を設けています。

④ 取締役会評価の実施

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。コーポレートガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、毎年、取締役会自身が取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果の概要を開示しています。

【当事業年度の実効性評価について】

当社取締役会は、前年度に引き続き、第三者機関の協力を得て、全取締役に対し、質問票の配付及びその回答結果を踏まえた個別インタビューを実施し、これらの回答結果に基づき、取締役会の現状及び前年度の実効性の課題に対する改善状況の分析を行いました。この分析結果に基づき取締役会で議論をし、取締役会の実効性について評価を行い、今後の対応を取りまとめる予定です。

なお、取締役会評価の結果概要については、以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/about/ir/library/corporategovernance/index.html>

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けており、配当につきましては、連結総還元性向30%以上を目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

配当金等の推移

区分	年度	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度)	第152期 (平成28年度)	第153期 (平成29年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	12.0	12.0	36.0	45.0(予定)
年間配当額	(百万円)	5,576	5,580	5,837	4,571(予定)
連結総還元性向	(%)	23.6	32.3	28.1	48.0(予定)

(注) 第153期の「1株当たり年間配当額」及び「年間配当額」は、第153期定時株主総会における第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり可決されることを前提とした金額です。

なお、平成28年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第150期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり年間配当額を算定した場合の推移は、以下のとおりです。

区分	年度	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度)	第152期 (平成28年度)	第153期 (平成29年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	60.0	60.0	60.0	45.0(予定)

4. 株式の政策保有及び政策保有に係る議決権行使の基本方針

① 株式の政策保有に関する方針

- 当社は、政策保有株式の保有について以下のとおり最小限とすることを基本方針としています。
- ア. 株式の保有を通じ保有先との間で事業面・財務面等の関係が発展し、当社グループの企業価値向上に資すると合理的に判断される場合に限る。
 - イ. 株式の保有の合理性につき取締役会において定期的に見直しを行い、合理性が薄れたものについては、売却等の手段により保有を随時解消する。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを総合的に勘案の上、賛否を判断します。

③ 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

区分	年度	第151期	第152期	第153期
		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度) (当連結会計年度)
銘柄数		71銘柄	56銘柄	50銘柄
貸借対照表計上額の合計額	(百万円)	16,620	14,487	13,973

5. ステークホルダーとの協働に関する方針

① 会社の行動基準の策定・実践

当社は、当社の取締役、執行役及び従業員等が常に倫理的に行動するように、取締役会において、倫理基準（「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」）を別途定め、開示しています。

荏原グループCSR方針は、国連グローバル・コンパクトやISO26000といったグローバル基準を包含したものになっており、その関係は以下のとおりです。

荏原グループCSR方針	国連 グローバル・ コンパクト 4分野	ISO26000	
		7原則	7中核主題
1. 倫理観；私たちは、高い倫理観をもって事業を行います。		倫理的行動 法支配尊重 国際行動規範尊重	ガバナンス
①誇り；社会・産業・くらしを支えることが存在意義であると自覚します。			
②製品とサービス；創意工夫し、お客様に喜ばれる技術、製品、サービスを提供します。			消費者課題
③競争；公正かつ自由な競争の下に活動します。	腐敗防止		公正な事業慣行
④環境；地球環境の改善に努めます。	環境		環境
2. 信頼関係；私たちは、大切な皆様との信頼関係を築きます。		ステークホルダー の利害尊重	
⑤熱意と誠意；熱意と誠意をもって接します。			
⑥人権と多様性；人権と多様性を尊重します。	人権	人権の尊重	人権
⑦情報開示；透明性のある情報開示によって相互理解に努めます。		説明責任 透明性	
⑧職場環境；安心・安全な働きやすい職場をつくります。	労働		労働慣行
⑨コミュニケーション；質の高いコミュニケーションを通じ、互いに誇りをもてる企業を目指します。			コミュニティへの参画及び コミュニティの発展

なお、本方針と本行動基準は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ebara.co.jp/about/csr/ethics/corporate_ethics/index.html

② 多様性の確保

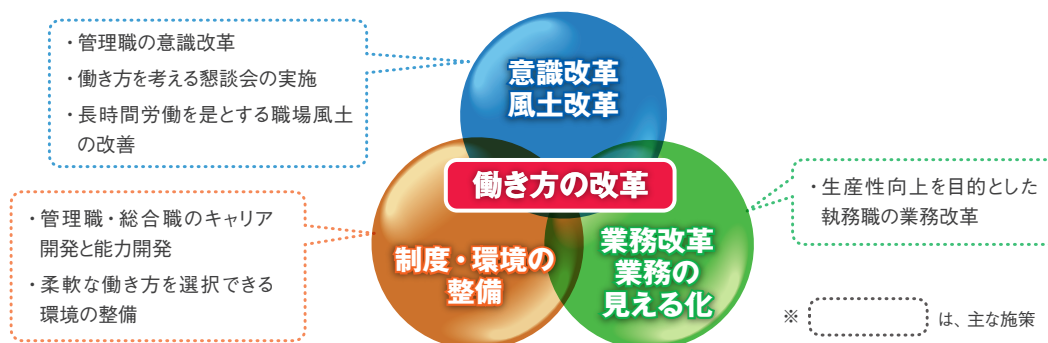
当社は、ダイバーシティと働き方の改革を推進するために社長直轄の専門組織を設置し、当社の目指す姿として、ダイバーシティ宣言を策定しています。

ダイバーシティ宣言

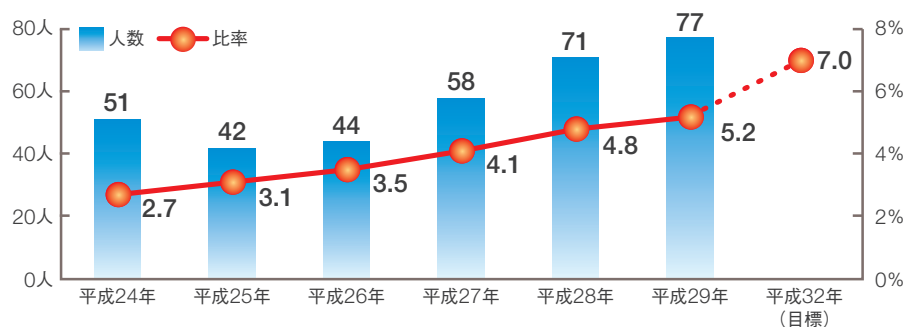
- ・一人ひとりが強みを発揮し、仕事を通じて成長できる環境をつくります。
- ・お互いの価値観を尊重し、相互に響き合う企業文化への変革を進め、会社の成長、社会への貢献を実現していきます。
- ・業務革新・生産革新を行い、多様な働き方を選択できる職場づくりを目指します。

当社では、平成31年にありたい姿として「性別、国籍等によらず個々の能力を伸ばし最大限に発揮させるための環境の整備、及び発揮された能力にふさわしい対価で報いるための制度の導入」を目指し、特に女性の活躍推進を切り口とした働き方の改革を加速させています。

＜女性の活躍推進を切り口とした働き方の改革＞



＜管理職に占める女性比率の目標と推移＞（平成29年4月1日現在）



当事業年度は、総合職の女性を対象とした「キャリアデザインセミナー」やキャリアと育児の両立に関する先輩社員との交流会、さらに異業種交流会への派遣を実施しました。また、一般職の女性による「業務改善の小集団活動」などを支援しました。

なお、取組の詳細は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ebara.co.jp/about/csr/social/human_rights/1209101_2774.html



上司参加によるキャリアデザインフォローアップ研修

③ 社会貢献活動

当社は、事業活動を通じて社会に貢献することを企業理念に定めていますが、事業以外でも様々なコミュニケーションを通じて地域・社会の発展に貢献しています。当社は、企業が地域や社会と積極的にコミュニケーションを図り、地域の課題解決や、より良い社会づくりに関わっていくことは、企業の重要な役割の一つだと考えています。当社グループではこの考えをさらに推進するため、活動の軸となる社会貢献活動方針を制定しました。

社会貢献活動方針

荏原は、事業フィールドである「水と空気と環境」に係わる分野で「技術支援」と「教育支援」を軸とした社会貢献活動に取り組む

当社は、「畠山清二記念荏原基金」を設立し、東南アジアを中心に、当社グループが事業で培った技術や経験を世界中の地域社会の発展に役立てるため、無償の技術セミナーを開催しています。当事業年度は、ポンプのセミナーを4回実施しました。さらに、タイのタマサート大学へポンプユニット及びポンプのカットモデルを寄贈しました。これは発展途上地域の大学のニーズに応えるために平成27年から行っているもので、今回で3回目の寄贈となります。

なお、畠山清二記念荏原基金の活動内容の詳細は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ebara.co.jp/about/csr/social_contributions/corporate_citizenship/index.html



タマサート大学でのセミナーの様子



寄贈したポンプのカットモデル

以 上

<MEMO>

Area with horizontal dashed lines for writing.

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	447,491
現金及び預金	138,475
受取手形及び売掛金	169,298
電子記録債権	6,021
有価証券	2,411
商品及び製品	15,191
仕掛品	60,993
原材料及び貯蔵品	33,353
繰延税金資産	10,484
その他	14,954
貸倒引当金	△ 3,694
固定資産	165,428
有形固定資産	110,227
建物及び構築物	47,005
機械装置及び運搬具	28,632
土地	20,904
建設仮勘定	5,830
その他	7,853
無形固定資産	12,080
のれん	1,831
ソフトウェア	7,370
その他	2,879
投資その他の資産	43,120
投資有価証券	25,226
長期貸付金	262
退職給付に係る資産	3,202
繰延税金資産	1,742
その他	17,088
貸倒引当金	△ 4,403
資 産 合 計	612,919

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	270,691
支払手形及び買掛金	61,756
電子記録債務	57,869
短期借入金	70,470
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	1,697
繰延税金負債	0
賞与引当金	5,460
役員賞与引当金	250
完成工事補償引当金	3,279
製品保証引当金	4,086
工事損失引当金	10,038
土地売却費用引当金	254
その他	45,529
固定負債	57,439
社債	10,000
長期借入金	22,161
繰延税金負債	1,898
役員退職慰労引当金	122
訴訟損失引当金	6,464
退職給付に係る負債	11,841
資産除去債務	2,214
その他	2,734
負 債 合 計	328,131
(純 資 産 の 部)	
株主資本	280,962
資本金	78,815
資本剰余金	81,256
利益剰余金	121,321
自己株式	△ 431
その他の包括利益累計額	△ 3,007
その他有価証券評価差額金	2,564
繰延ヘッジ損益	10
為替換算調整勘定	2,628
退職給付に係る調整累計額	△ 8,210
新株予約権	1,163
非支配株主持分	5,668
純 資 産 合 計	284,788
負 債 純 資 産 合 計	612,919

連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		381,993
売上原価		285,261
売上総利益		96,732
販売費及び一般管理費		78,616
営業利益		18,115
営業外収益		937
受取利息	273	
受取配当金	169	
その他	495	
営業外費用		2,523
支払利息	1,136	
持分法による投資損失	148	
為替差損	49	
その他	1,188	
経常利益		16,529
特別利益		3,561
固定資産売却益	2,209	
投資有価証券売却益	1,352	1,537
特別損失		
固定資産売却損	176	
固定資産除却損	269	
減損損失	952	
投資有価証券売却損	33	
投資有価証券評価損	103	
その他	1	
税金等調整前当期純利益		18,554
法人税、住民税及び事業税	6,324	8,232
法人税等調整額	1,908	
当期純利益		10,322
非支配株主に帰属する当期純利益		790
親会社株主に帰属する当期純利益		9,531

計算書類

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	274,380
現金及び預金	100,253
受取手形	21,385
売掛金	67,743
電子記録債権	5,358
製品	1,918
仕掛品	29,951
原材料及び貯蔵品	17,553
前渡金	1,020
繰延税金資産	6,015
短期貸付金	17,543
未収入金	1,660
その他	5,774
貸倒引当金	△ 1,798
固定資産	201,594
有形固定資産	68,612
建物及び構築物	30,705
機械及び装置	10,225
車両運搬具	24
工具、器具及び備品	2,783
土地	20,196
リース資産	740
建設仮勘定	3,937
無形固定資産	6,189
特許権	101
ソフトウェア	5,888
リース資産	106
施設利用権	24
電話加入権	67
投資その他の資産	126,793
投資有価証券	13,990
関係会社株式	82,552
関係会社出資金	20,317
長期貸付金	80
長期前払費用	64
繰延税金資産	860
その他	11,639
貸倒引当金	△ 2,710
資 産 合 計	475,975

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	177,503
支払手形	6,378
買掛金	17,840
電子記録債務	45,206
短期借入金	67,944
1年内返済予定の長期借入金	1,689
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	329
未払金	4,173
前受金	3,323
預り金	3,158
賞与引当金	2,174
役員賞与引当金	115
完成工事補償引当金	1,127
製品保証引当金	2,289
工事損失引当金	7,701
土地売却費用引当金	254
その他	3,796
固定負債	39,586
社債	10,000
長期借入金	19,910
退職給付引当金	524
訴訟損失引当金	6,464
リース債務	580
長期末払金	98
資産除去債務	2,007
負 債 合 計	217,089
(純 資 産 の 部)	
株主資本	255,298
資本金	78,815
資本剰余金	90,659
資本準備金	82,744
その他資本剰余金	7,915
利益剰余金	86,097
その他利益剰余金	86,097
繰越利益剰余金	86,097
自己株式	△ 273
評価・換算差額等	2,423
その他有価証券評価差額金	2,423
新株予約権	1,163
純 資 産 合 計	258,886
負 債 純 資 産 合 計	475,975

損益計算書

(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		153,107
売上原価		123,070
売上総利益		30,037
販売費及び一般管理費		31,969
営業損失		△ 1,932
営業外収益		
受取利息	136	
受取配当金	14,460	
為替差益	54	
貸倒引当金戻入額	19	
その他	104	14,776
営業外費用		
支払利息	548	
社債利息	43	
その他	621	1,212
経常利益		11,631
特別利益		
固定資産売却益	2,137	
投資有価証券売却益	1,343	3,481
特別損失		
固定資産売却損	174	
固定資産除却損	226	
減損損失	952	
投資有価証券売却損	33	
関係会社株式評価損	102	
関係会社整理損	315	
その他	2	1,807
税引前当期純利益		13,304
法人税、住民税及び事業税	△ 687	
法人税等調整額	327	△ 359
当期純利益		13,664

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	屋	誠	三郎	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社荏原製作所の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書					
株式会社荏原製作所 取締役会 御中			平成30年2月16日		
			新日本有限責任監査法人		
			指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 弘 和 ㊞	
			指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀 越 喜 臣 ㊞	
			指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 屋 誠 三 郎 ㊞	
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社荏原製作所の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。 計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。					
			以 上		

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第153期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに従業員等からその整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月20日

株式会社 荏 原 製 作 所 監 査 委 員 会

監査委員	並	木	正	夫	㊟
監査委員	山	崎	彰	三	㊟
監査委員	佐	藤		泉	㊟
監査委員	藤	本	哲	司	㊟
監査委員	津	村	修	介	㊟

（注）監査委員 並木 正夫、山崎 彰三、及び佐藤 泉は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場までの経路（館内図）



株主総会会場ご案内図



会場

東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 ボールルーム(ウエスト)

日時

平成30年3月28日(水曜日)
午前10時(受付開始予定時刻 午前9時)

交通

■京急線品川駅下車 高輪口徒歩約3分
■JR品川駅下車 中央改札口(高輪口)徒歩約3分
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

1 横断歩道を渡り、敷地内に入ると下り坂があります。下ってすぐ左手に建物1階の入口があります。

1階入口



ウイング高輪
WEST

ざくろ坂

品川税務署

SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川

2 会場は建物1階の入口を入って右手にあります。

シンガポール
シーフード
リパブリック

至 横浜

第一京浜国道(国道15号)

至 銀座

ウイング高輪 EAST

高輪口

交番

TKP 品川カンファ
レンスセンター

セブン
イレブン

◀ 羽田空港・横浜

◀ 渋谷・新宿

◀ 横浜

◀ 名古屋・新大阪

京浜急行 品川駅

JR 品川駅

新幹線 品川駅

港南口

京急本線

山手線

横須賀線

東京 ▶